

1. 議事日程（第16日目）

日程第 1 一般質問

1. 宮下 昌子君

- (1) 社会体育へ移行された小学校の部活動について
- (2) 国民健康保険について
- (3) ごみ問題について

2. 嶋元 秀司君

- (1) 橋梁の車両重量制限について
- (2) 漁業無線等の新スプリアス規格対応について
- (3) 車泊、RVパーク等について

3. 小西 涼司君

- (1) 梅雨時期の排水ポンプ設置について
- (2) 南阿蘇村との連携協力について

4. 桑原 千知君

- (1) 市内公共交通機関の充実について
- (2) 自転車を活用したまちづくりについて

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（16名）

議長 園田 一博

1 番 木下 文宣	2 番 何川 誠	3 番 嶋元 秀司
4 番 田中 辰夫	5 番 何川 雅彦	6 番 宮下 昌子
7 番 高橋 健	8 番 小西 涼司	9 番 新宅 靖司
10 番 田中 万里	11 番 北垣 潮	12 番 島田 光久
13 番 津留 和子	14 番 桑原 千知	15 番 西本 輝幸

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	小嶋 一誠
教 育 長	高倉 利孝	総 務 企 画 部 長	和田 好正
市 民 生 活 部 長	宇藤 竜一	建 設 部 長	小西 裕彰
経 済 振 興 部 長	井手口隆光	教 育 部 長	山下 正
健 康 福 祉 部 長	坂田 結二	上天草総合病院事務長	尾崎 忠男
総 務 課 長	濱崎 裕慈	財 政 課 長	迫本潤一郎
会 計 管 理 者	鬼塚佐栄子	水 道 局 長	山本 一洋
企 画 政 策 課 長	永田 健吾		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	海崎 竜也	局 長 補 佐	山川 康興
主 幹	倉橋 大樹	主 事	竹川 知佐

開議 午前10時00分

○議長（園田 一博君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（園田 一博君） 日程第1、一般質問。

通告があつておりますので、順次発言を許します。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） おはようございます。

6番、日本共産党、宮下昌子です。

通告で三つ、私は通告しておりました。まず、社会体育へ移行された小学校の部活動について、国民健康保険について、ごみ問題についての3件です。

きょうは、国民健康保険を最後にして、ごみ問題を二番目にしたいと思いますので、執行部の方よろしくお願ひします。

まず、社会体育へ移行された小学校の部活動についてです。

ことし4月から、小学校の部活動が社会体育へ移行されました。まだ始まったばかりですが、

子供たちは、これまで授業が終わった後の夕方の活動から、夜の時間や土日の活動へ変わったのではないかと思います。それぞれ自分のやりたいスポーツに合わせてスポーツクラブに所属するわけですが、遠いところまで行かなくてはできないスポーツもあるかもしれません。保護者の送り迎えも大変だと思います。社会体育へ移行後、子供たちのスポーツ活動の練習曜日や時間がどうなっているのか。現状を把握されているのか、お尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

平成31年4月から小学校の運動部活動が社会体育へ移行し、本市では令和元年6月1日現在で、25団体、約370名の児童が活動しているところでございます。

活動状況につきましては、種目や地域等によって活動環境が異なっており、多いところで週4回の活動を行っております。

活動開始時間につきましては、早い団体におきましては16時30分から、遅い団体は20時から開始し、約1時間から2時間の活動が主となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 今、活動状況をお聞きしましたけれども、遅いところでは、20時から1時間から2時間ということは、例えば、20時から22時までしているところもあるということで、理解していいのでしょうか。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） 20時からの活動を週1回以上行っている団体が、3団体ございます。具体的な競技種目といたしましては、剣道が2団体、卓球が1団体でございます。活動時間につきましては、3団体とも20時から22時までの活動を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） それでは、土日の活動はあるんですかね。平日しないで、土日だけしているところはあるんですか。それは、ない。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） 社会教育課で把握しているところによりますと、土日だけというのは、ないようでございます。

○6番（宮下 昌子君） はい、わかりました。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 指導者の資質向上を図るために、研修会や講習会を実施することになっています。ことしも7月に予定されているようですが、これまでの研修は、どのように行われてきたのか。また、その内容について、簡単に説明をお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） スポーツ指導者の育成につきましては、公益財団法人日本スポーツ協会の公認スポーツリーダー研修会を、平成29年度から継続して実施しております。

本年度におきましても、7月27日土曜日と、28日日曜日の2日間に定員20名で研修会を計画しているところでございます。公認スポーツリーダーとは、日本スポーツ協会が公認するスポーツ指導者制度における基礎資格として位置づけられ、スポーツ指導の基礎的知識を取得して、地域におけるスポーツ活動の定着化や活性化をサポートする存在とされているところでございます。

具体的な研修内容につきましては、日本スポーツ協会により、専門講師を招聘して、文化としてのスポーツ、指導者の役割、トレーニング論など、8項目のカリキュラムを受講していただき、検定試験を受験して合格した方がスポーツリーダーとして認定されることになっております。

本市における公認スポーツリーダーの資格取得者につきましては、平成29年度が19名、平成30年度20名の実績となっており、指導者として活動にいかしていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） この社会体育移行ですけれども、まだ今のところ始まったばかりなんですけれども、教育委員会として把握しておられる課題とか、問題とか、見えてきたものはないのかをお聞きします。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） 社会体育移行後の4月以降に設立された5団体ほどに、電話でですが、運営状況等の聞き取りを行っております。活動期間が2カ月余りと短いことから、現在のところ、まだ具体的な課題等については、確認できていない状況ではございますが、今後も定期的に聞き取り調査を行って、スポーツ活動のさまざまな課題について、解決に向けた取り組みを進めるとともに、より適切なスポーツ環境の充実に努めていくこととしております。

あわせて、指導者の資質向上のための研修会等も継続して実施し、社会体育団体の運営をサポートしていきたいと考えております。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 始まったばかりですので、そんなにないのかなというふうに思いますが、少し私のところに耳に入ってきたのがありますので、今回質問に取り上げたんですけれども、先ほどお聞きしましたように、25団体で370名、多いところで週4回ということですが、問題なのは、その活動時間です。遅いところでは22時ぐらいに終わるというところが3団体あるというふうに、先ほど答弁されましたけれども、そのところで、少し保護者の方から心配の声がありました。それで、活動時間が遅くなるということを心配されておるんですけれども、遅くまで体を動かして運動することによって、身体的にも興奮状態が続いて、夜なかなか

か眠れないとか、そういうことがあるそうです。それで、どうしたもんかということによっておられました。子供は、もちろんやりたいスポーツですから、喜んで行くわけですけれども、それを、保護者が、じゃあ子供が好きだからといって、それを、遅くまですることに対して、そのまましていいのかという悩みとかいうのもあるようです。

ほかにも、これは、上天草市のことではないんですけども、県内のほかのところでは、例えば、土日活動しているところなどで、学校行事よりもスポーツクラブの試合などを優先するということも出てきているというふう聞いております。この上天草市の場合ですけども、22時まで小学生が運動するということに対しては、どうお考えでしょうか。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） 夜10時までということでも考えても、小学生の体力的なところを考えると、あまり好ましくはありませんが、あくまでも個人としての選択ですので、我々も、それ以上はちょっとコメントできないだろうと思います。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 今、部長が言われたように、個人としての選択だというふうに言われましたけれども、これは、今まで指導者の研修なんかもしておられて、研修の中でも、そういう子供たちが夜遅くまで活動することに対してのいろんなデメリットとか、そういうのも研修されているはずではないかと思うんですね。それで、個人が選択して、それを選んで夜10時までするからということ、それを許していいというか、そういうことではないのではないかなと思います。

小学校・中学校というのは義務教育ですから、やはり教育委員会としても、子供たちの体のことに対しては、責任を持つべきではないかというふうに思います。

それで、第1日曜日は、家庭の日として完全休養日となっているようなんですけども、今、上天草市の場合は平日の活動ということですが、日曜日に練習試合だったり、試合だったりがあるかと思います。これも守られているのかどうかというのも、少し気になりました。

夜の活動ですけれども、専門家によると睡眠不足がもたらす影響として五つぐらい挙げられてあるんですけども、一つは、集中力が維持できないということ。それと、情緒不安定になるということ。あと、身長・体重がふえない。生活習慣病につながる恐れがある。風邪など引きやすいなどが挙げられています。

その上で、理想ですけども、理想の睡眠時間は低学年で9時間、高学年で8時間とされています。この22時まで活動して、それから帰ってお風呂に入って寝るということになるんですけど、そういう遅い時間に帰るということは、やはり寝る時間が遅くなります。

それで、心身の健やかな成長に対しては、黄色信号というふうになると思いますが、脳の発達に悪い影響を及ぼす可能性もあるのではないかというふうに言われています。指導者の方々は、研修会がありますので、先ほども言いましたように、研修会の中でそういうことも学ばれるんだと思いますが、本来のスポーツ活動の目的であるスポーツの楽しさを知る、体力の向上、健康の

増進ということが損なわれることになれば、何のためのスポーツ活動かということになりかねないと思います。

教育委員会としては、そういうことのないように、先ほども、これからも定期的に聞き取り調査などするというふうにおっしゃいましたが、絶えずやはり注意を払い、指導や援助をすべきではないかというふうに思います。それと、保護者への無記名でのアンケートなども、一度、もう少ししてからが良いかもしれませんが、それもとられるといいのではないかなというふうに思います。

このことに関して、最後に教育長のお考えを、お伺いしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 教育長。

○教育長（高倉 利孝君） 失礼します。よろしく申し上げます。

確かに、早寝・早起き・朝御飯というのが、熊本県で勧めている標語なんですけども、22時までしている子供たちにとっては、帰って寝るのは恐らく23時、あるいは、中学生になると、それから勉強してから就寝となりますと、24時ぐらいになるんじゃないかなと思います。6時間から7時間程度の睡眠時間ということになると思うんですね。毎日じゃございませんけども、そういうクラブ活動の運営につきましては、やはり、その組織で指導者と保護者と子供たちの意見も聞きながら、運営上のやはり会議を進めていくべきじゃないかなと思います。

教育委員会としても、学校から、昨年度、こういう一つの問題と申しますか、学校行事と大会が重なりまして、学校の行事は、郡市の音楽会でございました。クラス全員が出て合唱するわけですけど、その中から、九州の大会に行くために、金曜日から、昼ごろから出発していくということで、子供がその間に立ったわけですけども、そういう学校とクラブの指導者との話し合いの場を、これからは持っていかなきゃならないなということで、本年度は一回指導者を集めての懇親会も兼ねて、意見交換会をいたしました。やはりお互いの立場の言い分もございますので、学校は学校として、クラブはクラブとして、歩み寄れるところは歩み寄って、子供が板挟みにならないように、そこはお願いをしているところです。

就寝時間につきましても、こういう指導者研修を通じて、指導者のモラルを高めてまいりたいと思っております。

それと、課題ですけども、一番の課題は、指導者が足りない。これは、もう移行期からの一つの課題でございます。もう一つは、家庭の事情で、クラブに参加できない子がいるのではないかと。これは、なかなか調査ができません。身近な学校の先生あたりが気付いて把握するぐらいしかできないんですけども。もし、そういう子がいるとするならば、何らかの形で運動させてやりたいということで、一応、各学校には、放課後活動を今進めております。放課後活動をやってる学校が4校。11校ありますけども、市内に。中身としましては、補充学習とスポーツ活動を交互にやっていますということです。それから、行前活動、始業前の活動、ランニング、ラジオ体操、スポーツ活動、これをやってる学校が4校、あと残りの3校はまだ手をつけてないけど、ゆくゆくはそういう活動をしていきたいという検討中というのが3校でございます。

ですから、運動したくてもできない子供にとって、そういう活動を進めていただくように、今、お願いなり、働きかけをしているところです。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 今、教育長もおっしゃいましたけれども、やはり問題点は、早い時間で学校が終わってからすぐの時間で、その指導者を探すということがなかなか難しいということだとは思いますが。しかし、子供たちの体のことを考えれば、やはり、あまり遅い時間までするというのは、本当に好ましくないというふうに思いますので、ぜひ夕方早い時間にできるようなふうに、今後持って行ってほしいと思います。

県教育委員会が出している児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針というのがあるんですが、本来の目的は、スポーツの楽しさを知る、体力の向上、健康の増進とあります。バランスのとれた学校生活を送ることができるように、活動内容や休養日を設定するなど、勝利至上主義に陥ることなく、児童生徒の発育発達に応じた適切な運動部活動を行うというふうになっておりますので、指導者に、今、いろいろこれからもやっていくということでおっしゃいましたが、指導者に対する研修や指導援助、そして、保護者からの聞き取りなども定期的に行い、子供たちが楽しく活動でき、そして、保護者の負担にならないようなスポーツ活動にさせていただくことをお願いして、次に移ります。

次は、ごみ問題についてです。

ごみ問題については、私はたびたび質問にも取り上げてまいりました。私自身、ものすごい焼却ごみを減らしたいと思入れがあるもんですから、また今回も取り入れました。松島のごみ処理場も、これは平成7年建設ですけれども、燃焼効率が悪くなって、職員の方が残業したり、職員をふやしたりして対応されているようです。耐用年数も15年ですから、とっくに過ぎているのですから、これは当然なんですけれども、天草市に計画されている新しい処理施設ができるまでは、何とかこれを維持していかなければなりません。そのためには、やはり焼却ごみをぐんと減らすということではないかと思っております。これまで、上天草市の人口はどんどん減っているのに、焼却ごみがなかなか減らないということが続いておりましたが、しかし、昨年からは、市でも、出前講座やごみ処理機、そして、キエーロなどの普及など、かなり努力されているようです。その成果があらわれたのかどうかということをお尋ねしたいんですが、数字も出ていると思いますので、数字で教えていただければと思います。

わかれば、出前講座の回数は、わからないですよ。じゃあ、いいです。一応、どれだけごみが減ったのか、ふえたのかということ、まず、お聞きします。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宇藤 竜一君） おはようございます。よろしく申し上げます。

焼却ごみの現状につきまして、お答えいたします。松島清掃センターへ搬入される上天草市全体のごみの量は、平成29年度が6,986トン、平成30年度は6,839トンで、147ト

ン減少しているところでございます。昨年は、出前講座は16団体で行っております。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） これは、わずかというかどうか、今まで減ってこなかったわけですから、147トンも減ったということは、私は成果じゃないかなというふうに思います。

それで、これは、松島処理場に運ばれるのだから、家庭ごみも事業系のごみも一緒になってるということですよ。それで、家庭ごみと事業系のごみがどうなのかというのは、わかりますか。家庭ごみは減った、事業系も減ったのか。それとも、その辺はわかりますか。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宇藤 竜一君） はい、お答えいたします。

家庭ごみにつきましては、平成27年度から平成28年度、平成29年度と2年間上昇しておりましたが、平成29年度から平成30年度は横ばいにすることができました。本当は下げることができればよかったんですけど、とめることはできたと思っております。

ただ、事業系につきましては、平成30年度の事業系のごみは、平成29年度と比較して減少しているところでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 家庭ごみは減ったということですよ。さっき、平成29年から平成30年を引くとマイナス147トンですので、減ったということ。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宇藤 竜一君） 先ほど議員が言われたとおり、人口減に伴いまして、今、1人当たりで計算してしまうと、そういうことです。

○6番（宮下 昌子君） わかりました。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 今、部長がおっしゃったように、一人、人口で割ると横ばいということで、しかし、これは、多分成果であったというふうに思うんですけども、担当課としては、この償却ごみが人口減少によるマイナスということもあります。とまったということで、その理由はどんなふうに考えておられますか。市民の意識が高まったかということですけども、その辺はどう思われますか。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宇藤 竜一君） 市民の意識が変わったかというところでございますが、意識については、昨年度、4月、5月の資源物の搬入量と、本年の4月5月の資源物の搬入量と比べますと、昨年4月が56トン、5月が60トンでしたが、本年度4月が60トン、5月が62トンと、少しずつであります。資源物の搬入量は増加しているところですので、燃えるごみから資源ごみの方に出していただいているのかなと思っております。

また、市民の環境学習の機会ですね。ごみ分別に関する出前講座は、先ほど言いましたが、

昨年度は16団体の受講申し込みがありまして、延べ466人に受講していただきました。平成29年度が102人ですから、大幅に伸びており、ごみ問題に関する関心が高くなっているのではないかと考えております。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 出前講座を開くということも、担当課としては大変かもしれませんが、やはり私もこういう出前講座されて根気よくしていかれたのが、その成果に数字につながってきたんだろうというふうには思います。

市民の意識を高めるためもあり、今年度からごみ減量化・資源化推進交付金制度ができました。この制度は、資源化するところに大体交付金をとということで、私も前から水俣の事例などを紹介して提案しておりましたので、この制度ができたということは、よかったと思っております。

簡単に内容の説明と、市民への周知はどのようにされるのかということについてお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宇藤 竜一君） お答えいたします。

ごみ減量化・資源化推進交付金については、家庭ごみから排出される生活ごみの減量を図ることを目的に、各行政区において分別収集していただいた資源ごみの売却益の一部を、行政区に対して交付する制度でございます。

制度の周知につきましては、まず、5月の区長会において、全区長に対して制度の説明を行っておるところです。市民への周知といたしまして、広報6月号に交付金制度について掲載を行ったところ。今後は、班回覧及び行政区、婦人会の出前講座並びに市ホームページを活用して、さらなる市民への周知を図ってまいりたいと思っております。

また、今回、議員が一般質問に取り上げていただいたことも、周知の場になったということで、感謝しているところでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 燃やすごみを減らすために、資源ごみも先ほど少しふえたということでは言われました。今、私たちのところでは、どこの地区でも月に1回資源ごみの回収が行われております。本来は、今まで私も水俣の事例などをお伝えしましたが、交付金は、その資源ごみの量によって計算されると、市民の方たちがより一層、じゃあうちもたくさん集めようという、燃えるごみから資源ごみにこれは変えようという意識の高まりが出るので、それが本当はいいかなと思うんですが、それを行うには、やはり相当の手間がかかります。今の上天草市のやり方ではですね。また、経費もかかってしまいますので、とりあえず今のこの交付金制度ができたということに対しては、市民の意識を高めるための第一歩ということで考えて、私は歓迎したいというふうに思います。

先ほど市民への周知についてお伺いしましたけれども、平成29年度の資源ごみ売却代が約580万円です。この金額は、その年の相場にもよって変わってくるんですけども、焼却せずに資源ごみへ回すことで、この売却代というのがふえて、さらに、そのことによって、地区への交

付金もふえていくということになると思いますので、そういうところも徹底していただければいいかなというふうに思います。

家庭ごみについては、どこの自治体でも、今まで有料化ごみ袋になりました。有料化して減らすということをやってきております。しかし、これは、一時的に減っても、そのあとは横ばい状態だということです。これは、上天草市の現状を見てもわかることですが、先ほど、市の現状をお聞きしましたけども、いろいろ取り組みをされて減ってきたということでもいいというふうに思います。

つまり、出前講座をやる、意識を高める努力をするということが大事だったということだと思います。有料化して、市民に負担をかけるよりも、市民一人一人が循環型社会をつくるという観点から、ごみ減量に向かって自覚的に行動していけるよう、これは、そうなるためには、行政が継続的にきめ細かく援助していくと。このことを、実践されたことによって、わずかでも焼却ごみが減ったのではないのでしょうか。ごみは、もとで出さない。できる限り燃やさないということです。

しかし、人間は時間が経つと、すぐにこれは忘れてしまいますので、これからも出前講座も継続していただき、細やかな援助をお願いいたします。

それから、今回の質問をするにあたって、いろいろ調べたんですけども、上天草市は事業系のごみは横ばいというふうだと、今、お聞きしましたけども、どこの自治体でも、事業系の可燃ごみがふえているという実態があります。

これは、やはり私も、今、コンビニなんかもたくさん出てきてありますが、コンビニの前に資源ごみとかいろいろ捨てる、ペットボトルなんか捨てるとありますが、果たしてあのペットボトルが私たちが家庭でするように、そこの事業の方がいちいち水道水で洗って、中身を乾かして、資源ごみにされているのかなというのが、少しどうなのかなというふうに思いました。

それで、資源ごみが焼却ごみになってしまっているのもあるのではないかと思います。事業系のごみのリサイクル率がかなり低くなっているようですので、事業者への資源化というのも強く呼びかけてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宇藤 竜一君） 議員御指摘のとおり、ちょっと今年度、事業所に対しての説明会をちょっと計画しておるところでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） お願いします。また、これは、今回私がごみ問題を取り上げるということで通告しましたので、それを知った市民の方から要望があったんですね。これは、通告には間に合いませんでしたが、ぜひ検討していただきたいということで要望しておきます。

それは、高齢者のごみ出し支援についてです。高齢者にとって、ごみステーションまでごみ袋を持っていくのが大変だという方がたくさんいらっしゃいます。高齢者や障害者に対する支援というのは、全国の自治体でも広がってきています。

現在、上天草市では、例えば、私の地区では、区長さんが、区長さんはどこにひとり暮らしの方がおられる、お年寄りがおられるというのは知っておられますので、区長さんとか御近所の方が見守りということで、ごみ出しをお手伝いしたりとかいうふうにはされております。

社協などでも、見守りということでやってますので、その辺で対応している地域もあると思いますが、何人かの方からこういう声が出てきたので取り上げたんですが、例えば、熊本市では、自宅玄関前などに事前に決められた場所まで取りに行くふれあい収集というのを実施しております。これは、今現在1, 190世帯が利用されているそうです。いろいろ自分から申請するんですが、いろいろ決まりがあって、介護認定を受けている方とか、そういういろんな決まりがあって、申請されたときに市から聞き取り調査をして、じゃあこの人はしましようとかいうふうになるそうですけども、やはり、ここは、上天草市の場合としても、今、ボランティア頼りということではなくて、行政としても取り組むべき課題かなというふうに思います。

まずは、生ごみは特に重たくなりますので、高齢者の方には、特にキューロを進めていただくとかね。そういうのを、まずする。そして、この玄関口まで取りに行くということを検討、よその自治体もいろいろ調査して、どういうふうにやってるかというのは、まずは調査していただきたいというふうに思うんですが。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宇藤 竜一君） 高齢者支援、生活支援という観点から、ちょっと市として、何ができるかちょっと研究したいと思います。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） このことについては、実は環境省も動き出しているんですね。環境省は、自治体などが高齢者宅まで出向いて回収を行うごみ出し支援制度の拡充に乗り出す方針を決めた。こうした支援制度のある自治体は2割程度にとどまっており、同省は全国の支援状況を調査した上で、自治体向けのガイドライン、これは、運用方針ですね。を作成します。そして、ごみ出し支援のあり方や、先進自治体の事例を全国の自治体に周知して、制度づくりを促すと。このため、環境省は、今、支援制度のない複数の自治体で、ごみ出し支援のモデル事業を実施しているんだそうです。限られた自治体予算の中で、どのような支援のあり方があるかについて、自治体の課題と解決策を検証していく。これらの結果もガイドラインに反映させて、来年3月までには完成させるということです。そのうちに、いろいろ環境省から言ってくるんだと思いますので、当然、自治体としては、すべきことだというふうに思います。

町内の区長さん、区ですね。区に助成金を出して、その区でそういうことをしてもらおうとか、シルバーとか、いろいろ方法はあると思いますが、ぜひその辺のことも、環境省にも問い合わせただければわかるかと思しますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、今、大きな問題となっているプラスチックごみについてお尋ねします。

海洋プラごみについては、昨日も取り上げられておりました。きのうもありましたように、プラごみについては、今、全世界で問題化しています。レジ袋の有料化を、来年4月から義務づけ

ると、政府が表明したことも昨日おっしゃいましたので、皆さん御承知のとおりです。

上天草市でも、レジ袋削減を推進ということで、レジ袋有料化マイバッグ運動も実施されておりますが、私の感覚としては、余り進んでいないように感じております。レジ袋の有料化は、一部の大型店では進んでいますが、小売店では、遅れているのではないかというふうに思います。市がどう対策をとられているのか、また、今後の方針などについて、お伺いします。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宇藤 竜一君） お答えいたします。

市の対策といたしましては、今御説明がありましたように、レジ袋削減のためマイバッグ推進キャンペーンを、平成22年度から実施しているところです。また、月一回の各行政区において、分別収集を行っていただき、プラスチックごみの減量化・再資源化に努めているところです。今後も、プラごみ削減のため、3R活動を暮らしに取り入れていただけるよう広報誌や出前講座を実施し、使い捨てプラスチックを自然界に出さないことの重要性について、啓発してまいりたいと思います。

議員からもありましたように、出前講座が、やはり市民の皆様とコミュニケーションとする場としては、非常に有効の場とっておりますので、昨年に引き続き、回数をふやしていきたいと思っております。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 月に一度、資源ごみの回収がありますけれども、そのときも、ペットボトルとプラごみの多さに、本当驚きます。もう皆さんも、感じていらっしゃると思うんですけど、かなりもう大きな袋に何杯もなるんですね。

これだけ世界中で問題になり、テレビでも取り上げられているんですけども、まだ、他人事というふうに感じている人が多いと思います。それで、先ほど部長が言われたように、やはり出前講座で話し合いができますので、そういうのも進めていって、特に、マイバッグ運動、レジ袋の削減にも、もう少し小型店、これは、来年4月からは政府もすると言ってますので、小型店でも有料化になるわけでしょう。だから、それを、一足早く始めていただきたいというふうに思います。自分たちが食べる魚が、プラごみで汚染されているかもしれないという、これは恐ろしいことです。ぜひ、削減に力を入れていただきたいと思います。

このプラごみ問題は、日本は世界の中でも相当遅れてるんですね。これは、まずは、政府が考えるべきことが一番大きいものだと思いますけれども、自治体でもできることから取り組むべきだというふうに思います。ぜひ、先ほども言いましたように、マイバッグ運動も強化していただいて、事業者が出すペットボトルの資源化などについても、強化していただくことをお願いいたします。

では次に、最後に、国民健康保険についてお尋ねします。

国民健康保険についてですが、市のホームページでは、国民健康保険は、万一病気やけがになってしまったときに、安心して医療を受けられるよう、みんなでお金を、これは保険税ですけど

も、みんなでお金を出し合って医療費を補助する助け合いの制度というふうにあります。

また、その運営は、市内に住所を有する国民健康保険被保険者が納める保険税や、国や市の会計からの補助金によって事業を運営しているというふうにあります。上天草市でも4人に1人が国保加入者ではないかというふうに思いますが、加入者は自営業者や会社を退職した年金生活者などです。現役世代に比べ、主に低所得者が多い。全国でも加入者が納める保険税が高過ぎて払えないという声があります。これは、悲鳴に近い声です。全国での滞納者は、加入者の15%を超えているそうです。無保険や保険証取り上げなどで受診が遅れ死亡したケースもあるようです。

上天草市の現状についてお聞きします。直近の加入世帯数と、被保険者数、その中で、軽減世帯数と滞納世帯数がどうなっているのかを教えてください。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） よろしくお願いいたします。

令和元年5月31日現在の数字でございますが、加入世帯数につきましては4,587世帯。被保険者数につきましては7,637人となっております。また、7月の本算定前でありますので、試算による数値となりますけれども、軽減世帯数につきましては、7割軽減で1,770世帯、5割軽減で816世帯、2割軽減で599世帯、軽減世帯の合計は3,185世帯となっております。その次、滞納世帯数につきましては、令和元年6月10日現在でございますが、517世帯となっております。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 加入世帯ですね、加入世帯の約7割の方が軽減世帯となっているというふうに、この数字を見ればわかるんじゃないかというふうに思います。

次に、税額、所得割、均等割、平等割の今上天草市は三つの区分になっているんですが、それぞれの様に課税されるのかをお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 所得割につきましては、総所得金額などから基礎控除後の額に各税率でございますが、医療分で8.9%、介護分で2.0%、後期支援分で2.5%、これを掛けた数字でございます。

それと、均等割につきましては、世帯内の被保険者1人当たりには、医療分が2万9,000円、介護分で1万円、後期支援分で1万円。

それと、平等割につきましては、1世帯あたりに医療分で1万8,000円、介護分で3,000円、後期支援分で3,000円課すものであります。その総額が、国民健康保険税の年税額となります。各上限額でございますけれども、医療分のほうが61万円、介護分が16万円、後期支援分で19万円でございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） それでは、次に、短期保険証、資格証明書の発行数及び現在の基金残高を教えてください。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 短期被保険者証、または、被保険者資格証明書の交付につきましては、国民健康保険法等に定めるもののほか、保険税を滞納している世帯に対する措置に関して必要な事項を定めまして上天草市国民健康保険税滞納対策事業実施要綱に基づきまして、適切に運用しております。令和元年6月1日現在の交付状況としましては、短期被保険者証が28世帯、被保険者資格証明書が128世帯でございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 今、国保の現状などをお聞きしました。加入世帯数が4,580世帯のうち、約7割が軽減世帯だということが、上天草市の現状です。つまりこれは、低所得者が多いということではないでしょうか。滞納世帯も多い、多分軽減世帯の中でも滞納者があるんじゃないかというふうに思います。

先ほどお聞きしました短期保険証と資格証明書ですが、資格証明書の発行が、県内のよその自治体を比べた表があるんですけど、それに比べても、断トツに上天草市は多いんですよ。それで、その辺もやはり問題があるかなというふうには思います。

この現状を、どうお考えなのかお聞きします。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 今、数字申し上げましたけれども、現状につきましては、そのように軽減世帯が大体7割ぐらいということで、計算できるかとは思いますが、その割合でいきますと、やはり滞納の方も、そこら辺の割合で多分出てくる。数字はちょっと出せませんでしたけれども、そこら辺の割合で多分滞納の世帯割も出てくるかと思えます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） これは、全国的なことでもありますが、先ほど言いましたように、国保の運営というのは大変自治体にとっては厳しいものではないでしょうか。上天草市の場合は、医療費もかなりよそに比べたら高いので、その辺も関係してくると思うんですね。上天草市の国保税をよそと比べてみると、やはり高いというふうに、私も感じました。これは高過ぎて払えないという人が多いのではないかと。

上天草市の保険税をこの天草市、苓北町と比べました。するとやはり上天草市は高かったんですね。平成29年度の資料で調べたんですけども、世帯当たりで天草市が12万3,120円、苓北町が13万9,865円、上天草市は14万7,332円、1人当たり税額で天草市が7万4,698円、苓北町が8万5,120円、上天草市は8万6,908円となっております。天草市よりも世帯当たりで2万4,212円、1人当たりになると1万2,210円高くなっています。

対して、先ほどお聞きした基金ですけども、約3億3,000万円積み立てられております。この基金の積立額は、天草市や苓北町よりもかなり多く積み立てられております。この国保の制度というのは、ほかの保険制度、協会けんぽとか組合健保、共済組合船員とありますが、ほかの制度に比べて、被保険者の負担割合が高いんですね。ほかの保険制度にない均等割とか平等割とかい

うのもあります。

均等割は、家族が多いほど負担額が引き上がります。0歳児から頭数に入るわけですね。これは、古代から近世にかけて人間の頭数で課税した悪税と言われますけども、人头税だという批判もあります。子供の数が多いほど負担がふえるということですね。これは、子育て支援を上天草市も、いろいろ医療費も無料化したり行っておりますが、子育て支援にも逆行しているのではないかというふうに思います。今、全国で、均等割から18歳未満を免除したり、減免する自治体がふえてきています。県内では、芦北町が実施することになっています。

上天草市の加入世帯で18歳未満の子供の数は、どれだけになるのかを教えてくださいませんか。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 18歳未満の被保険者数になりますが、657人でございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 657人ですね。仮に、この18歳未満を免除する場合の財源というのを、ちょっと調べてみました。657人掛ける先ほど説明していただきましたように、3万9,000円を掛ければいいんですね。ですね。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 均等割で医療分が2万9,000円と後期支援分の1万円を足していただいて、3万9,000円になるかと思えます。

○6番（宮下 昌子君） 657人に3万9,000円を掛けますと、2,562万3,000円ということで、約2,500万円。これは、基金が3億円ありますし、あとは、ふるさと納税の子育て支援とかいう活用もできるのではないかと思います。私としては、18歳以下の均等割の免除、もしくは減免は実施可能だと思いますが、子育て世帯の経済的支援策として、実施することができないか、御提案したいんですけれど、これは、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） まず、国民健康保険制度というのは、やはり未来に向けて継続していくというのが、まず第一の大きな目標になってると思います。きのう島田議員もおっしゃってましたけど、本当に高齢者がふえて、現役世代に非常に負担がかかってくる。これからの将来を考えると、やはりある程度の制度設計の中で、次世代に負担をかけないやり方も、やはり考慮していかなければなりませんので、そう考えると、今の基金を完全に、例えば、取り崩して、今の負担に充てるというのは、少し短絡的過ぎるんじゃないかなという気はいたします。

あともう一つ、18歳未満の子供に対する課税のことなんですが、それについては、県外のほうで実施されている自治体があるというのは、私も伺ってます。今、ご承知のとおり、熊本県が保険者ということになってますので、我々としては、保険制度というのは、その自治体規模が小さいければ、非常に不安定な要素も多いので、運営する団体が大きくなるということは、決して

悪いことではないと思ってるんですけど、ただ、熊本県のほうも、近い将来は税率を統一することを目標としてますので、こちらのほうについては、そこを導入した場合に、将来どういった形になっていくのかというのを、少し熊本県とも協議も必要じゃないかなというふうには考えてます。きょう、そういうお話をいただきましたんで、内部のほうで、そちらのほうは、ちょっと研究をしてみたいというふうに思います。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 一部減免も含め、今市長もおっしゃいましたけれども、県と相談、また、ほかの自治体の様子も調査していただいて、まずは、検討することから始めていただきたいというふうに思います。

先ほど、私が市のホームページから国民健康保険について、どう書かれているというのを、一番最初に申し上げました、読み上げましたけれども、みんなでお金を出し合って、医療費を補助する助け合いの制度というふうにあります。

これは、私も少しいろいろ資料を読んだり、いろいろしてみたんですけども、国民健康保険制度というのは、皆保険という、日本全員が全国民が皆保険ということで、どこかの保険に入りましょうということで始まっているんですけども、これは、1958年にこの法律が全面改定されているんですね。それで、その改定前の法律の条文というのが、国民健康保険は相互扶助の精神にのっとり、ちょっと中を略してありますが、保険給付をなすのを目的とするものとす。ちょっと片仮名で書いてあるんで読みにくいんですが、とあります。

これが、1958年に改定されて、どうなったかということですが、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とするというふうに変わっています。これは、つまり国保が、加入者の助け合いの制度から社会保障制度として、大きく見直されたということではないかと思えます。

それで、国の態度といいますか、国の問題なんですけれども、この国民健康保険制度には、構造的な問題があるとして、地方団体や国保中央会も主張しているんですね。つまり、社会保障という制度なので、国がもっと本当に地方自治体が大変なので、国がもっと支援をしてほしいということなんですけれども、市長も御存じだと思いますけど、市長会でも、全国市長会、あと全国知事会でも、国に対して、加入者の所得は低いのに、保険税が一番高いと、この矛盾こそ国保の構造問題であるということで、国庫負担の割合の引き上げなどを国保財政基盤の拡充強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じることというふうに要望しております。

さらに、協会けんぽ並の保険料負担率まで引き下げるには、約1兆円が必要だと。これは、全国知事会なんですけども、訴えているんですね。だから、国が1兆円を支援してもらえば、もう少しわたしたちの国保料は下げられるんじゃないかということなんですけれども、今の現状は、国からの支援がなければ、自治体だけではどうにもならないところまで来ているとは思いますが、国の要望して、国がどうするかというのを待っているだけではなくて、10月から消費税も10%に上がる予定です。このことによって、市民の暮らしはますます厳しくなるのではないのでしょうか。

先ほど、要望したことですが、子育て世帯の支援策として、ぜひ、具体的に検討していただくことを強く要望して、きょうの私の質問を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、6番、宮下昌子君の一般質問は終わりました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、嶋元秀司君。

○3番（嶋元 秀司君） おはようございます。

3番、嶋元秀司です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って、一般質問を行っていきます。

きのうも橋のことについては、田中議員、それから、高橋議員等も質問があつておりましたけれども、それだけ本市にとっては関心が高く、大切なものだと思っております。

きょうは、まず橋梁の車両重量制限について、お尋ねをしていきたいと思っております。

本市においては、先ほども言いましたように、多くの橋に恩恵を受けて生活ができています。当然、ライフラインとしてもなくてはならないもので、建設費用はもちろん、維持管理費にも多額の費用がかかり、長寿命化については、細心の注意を払って維持していく必要があるものだと思っております。車両の通行に関しても、そういった諸事情を考えると、重量制限は当然守るべき重要な基準だと思っておりますけれども、最近では、業者さんの車など、多くの大型の車両の通行が見られるようなことが、場所によってはふえてきて、住民の皆さんからも常態化することを危惧する声をよく聞くようになりました。

そういったことで、今回、上天草市の橋梁の現状について聞いていきたいと思っておりますけれども、まず、本市のおもだった橋梁、天草五橋、天城橋、それから、野釜大橋、大維架橋、樋島架橋の車両の重量制限は、どのようになっているかお聞きいたします。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） おはようございます。よろしく申し上げます。

まず、建設部所管の2つの橋梁について、お答えいたします。

野釜大橋及び樋島大橋につきましては、道路管理者による重量制限での通行制限は設けておりません。ただし、当該橋梁を含む上天草市管内の市道において、道路法第47条、車両の幅等の最高制限に基づく車両制限令第3条の規定によりまして、20トンを超える特殊車両の通行については、事前に道路管理者の許可が必要となってくるところです。

また、熊本県が管理する天草五橋と天城橋について、県に確認しましたところ、重量による通行制限はないとのことでした。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○**経済振興部長（井手口 隆光君）** おはようございます。よろしくお願いいたします。

御質問の中で、農林水産課が管理しております大維農道にかかる昭和49年完成の西大維橋と、昭和50年完成の東大維橋についてお答えいたします。

西大維橋及び東大維橋につきましては、土地改良事業計画設計基準によりまして、農道の計画交通量等を考慮の上、設計荷重を14トンと設定したものでございます。

また、農道としての利用目的から、上天草市農道・林道管理規則第4条の規定に基づきまして、14トンの重量制限を設けているところでございます。

以上です。

○**議長（園田 一博君）** 嶋元秀司君。

○**3番（嶋元 秀司君）** 大維架橋の重量制限は14トンということでしたけれども、重量超過車両の通行に関しては、ちょっとこの前調べてみたんですけども、舗装道路において、そのダメージは通常車両の4乗に値すると、橋の上のコンクリート床版においては、さらに約12乗のダメージがあると言われているということです。つまり、重量を1.5倍超過している場合ですと、車にして100台分、2倍の超過であれば、数千台分の車両が通るダメージに相当すると言われておりますけれども、先ほど、いろいろな橋において重量制限は違うというようなことでしたけれども、ある程度、もう橋ごとに試算された結果、そういった制限の重量が出されたものだと思いますけれども、規格であるとか、通行車両の台数の多さであるとか、基準となるものがあると思いますが、こういった基準において重要制限が定められているのかお聞きします。

○**議長（園田 一博君）** 建設部長。

○**建設部長（小西 裕彰君）** お答えします。

先ほど答弁しましたとおり、本市における橋梁につきましては、重量による制限は設けていないことから、国道、県道並びに、市町村道に係る一般的な制限についてお答えします。

道路法第47条第3項において、道路管理者は、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため必要であると認めるときは、トンネル、橋、高架の道路、その他これらに類する構造の道路について、車両の重量、または、高さが構造計算その他の計算、または、試験によって安全であると認められる限度を超えるものの通行を禁止し、または、制限することができるとされているところです。この規定によりまして、橋梁について、建設時の設計荷重等により、道路管理者による通行の制限を行うことができるものです。

○**議長（園田 一博君）** 経済振興部長。

○**経済振興部長（井手口 隆光君）** お願いいたします。

上天草市が管理しております農道及び林道につきましては、道路法の適用を受けないため、上天草市農道・林道管理規則第4条第1項におきまして、市長は道路の構造を保全し、または、道路の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、または、制限することができると定めております。また、同条第2項におきまして、市長は重量が道路の保全を害する恐れがあると認め

られる車両に対しては、その通行を禁止し、または、積載物の重量の軽減を命ずることができる
と定めているところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 嶋元秀司君。

○3番（嶋元 秀司君） そういった基準によって14トンという、大維架橋については、そ
ういった制限が定められるということですよ。橋の場合、重量オーバーのそういった取り締ま
り等をあんまり見たことがありませんけれども、結構大がかりな何かそういった取り締まりの
用具も必要になることから、そういったことはないと思いますけれども、ちなみに、こうい
った制限重量を超過している場合、こういった違反行為に該当するのをお聞きいたします。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） 国道、県道及び市町村道の場合についてお答えします。

道路交通法には、橋梁の車両重量制限超過についての罰則規定はありませんが、道路法第47
条第3項の規定に基づき、道路管理者が重量または高さによる通行の制限を行っている橋梁等
について、これに違反して通行した場合は、同法第103条第5号の規定により、6カ月以下の懲
役または30万円以下の罰金に化するとされております。

したがって、車両重量制限が設けられた道路や、橋梁を違反車が通行した場合は、罰則の対象
となるものと考えております。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 西大維橋及び東大維橋について御説明いたします。

この2橋につきましては、広域営農団地農業整備事業により整備された土地改良法第2条に基
づく農業用道路であることから、道路法の適用を受けないため、道路法に基づく罰則は適用され
ません。

市が設けている重量制限を超過した場合は、上天草市農道・林道管理規則第3条に定める道路
の構造または交通に支障を及ぼす恐れのある行為に該当するものと判断するものでございま
す。

また、同規則第11条に、第3条の規定に違反して道路を損傷し、または、汚損した者に対し、
原状に回復させ、もしくは、損害賠償を命ずることができることと定めており、そうした事態が生
じる場合は、相応の対応をとることになるかと考えております。

○議長（園田 一博君） 嶋元秀司君。

○3番（嶋元 秀司君） 農道の場合は、そういった交通違反にはならないということですかね。
罰金等はあるということでしょうか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 道路交通法は適用になるかと思うんですけど、道路法は適
用されないということでございます。

○議長（園田 一博君） 嶋元秀司君。

○3番（嶋元 秀司君） これまでも工事車両であるとか、頻繁に通行の必要があるときは、例

えば、九州電力の鉄塔架線工事などがあったときは、橋の上で工事車両が何台も通行するようなことがないように、1台ずつ通しておられたり、そういったことを結構注意しながら通しておられましたけれども、私たちも、今までそういったことに余り興味がなかったというか、見過ごしてきた点も多くて、最近になって、そういうことが少し取りざたされているものですから気になっているんですけれども、先ほども言いましたけれども、近年、事業者というか、アサリ業者ですかね。そういったところが、案外大型の運搬車両が時間帯によっては、連なって通行する時期があって、実際には、車重制限との兼ね合わせは、どうなっているんだろうかということ、非常に住民の皆さんからも問い合わせを多くいただいているわけですが、何度か担当課のほうにも相談した経緯もあります。

ある程度は、そういった中で事情は把握されていると思いますけれども、どのような状況と、今現在は把握されておられるのかお聞きいたします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 大維架橋の通行状況につきましては、台風時などにおける風速15メートル以上で、交通規制を行う場合を除き、平常時における通行状況の詳細は把握していないところでございます。

御質問の内容につきましては、平成31年3月上旬に、地元住民から維和島で事業を行っている方が、大型車両を利用して運搬しているけれども、橋には重量制限があるのではとの依頼の連絡を受けまして、地元区長への聞き取りを行うとともに、当該車両の確認を行いました。その後、大型車両により運搬を行っていた業者と連絡をとりまして、農林水産課におきまして、これまでの運搬の状況をはじめとした事業内容を聞き取りまして、橋梁の車両重量制限につきまして説明し、改善するよう口頭で指導を行ったところでございます。

○議長（園田 一博君） 嶋元秀司君。

○3番（嶋元 秀司君） 事業者のほうとも、少しずつ話をされているというようなことだと思いますけれども、実際に狭い橋の上では、幅員も狭くて、車が2台行き交うときは、もうぎりぎりいっぱい、あの辺はちょっとやはりお互いが橋の手前で車が向こうから見えたとときには止まって譲り合いながら通るといった、そのくらいの狭さですと、実際、橋の上に乗ってしまうと、橋梁のちょうど中央部分に譲り合い車線があるぐらいで、運転に自信のない人は、ややすれば大型車が来た場合は、バックして戻ったり何かせなん、そういったこともありますので、非常に通勤時にそういったことがあると、なかなか混雑が起きたり、遅刻したというような話も実際聞いたことがありました。

そういったこともあることから、本当なら正しくルールを遵守していただくためにも、もう少しわかりやすく周知をする必要があると思いますけれども、このことに関して、今後の対応、また、対処法を考えておられるなら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 現在も維和島のほうに向かって左側ところのあれには、制

限の表示はしておりますけれども、ちょっと見にくいというところもございますので、重量制限の規制につきましては、通行する車両から容易に確認できるように、規制内容を記した新たな看板の設置を準備しているところでございます。

また、道路法の適用を受けない農道における特殊車両の通行につきましては、道路法の規定に基づく特殊車両通行許可制度を準用いたしまして、当該車両の諸元をもとに通行の可否について判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長（園田 一博君） 嶋元秀司君。

○3番（嶋元 秀司君） そうですね。よろしくお願ひしたいと思います。

安全性や橋の強度に関する不安等もありますし、こういったことが、住民の皆さんにとっては、常態化することが一番の不安の材料だと思っておりますので、そういったことの不安解消につながるような、事業者との先ほどの協議等も必要ですけれども、改善を進めるような働きかけ等もよろしくお願ひして、この質問は終わりたいと思います。

続いて、漁業無線などの新スプリアス規格の対応についてお聞きします。

この件については、総務省から通達された新規格への変更になりますけれども、前回、本市の漁業者に対する補助制度についてお尋ねしました。その内容については、答弁において、新規就業者に対する国県の補助制度があるというような答弁をされておりました。

また、その折には、市独自の補助制度については、新規就業についても、あるいは、若手の現役世代の育成支援についても、今のところはないというような内容だったかと思ひます。

市長の答弁の中でも、本市の漁業の特性に合った支援というものを考えることが必要だというようなことを答弁されたと記憶しております。

前回の質問の中で、一部触れておりましたけれども、無線機等の買い替えについての要望があると、少し触れておりました。今回、その部分で、どういった理由で買い替えが必要になるのかということで、新スプリアス規格対応含めた機器の取り扱いが必要になるというようなことですので、そのことについて、ちょっと詳しく聞いていきたいと思っております。

今まで、無線機であるとか、電波を飛ばすそういった機器については、旧スプリアス規格の廃止に伴い、今後、令和4年12月1日以降の古い型の無線機等が使えなくなるといったことから、買い替えの必要に迫られてくる船舶もふえてくることが予想されております。このため、機材の設備投資が必要になることから、前回の若手漁業者との懇談会の折にも、その辺を助成してほしいというような声があがっていたというような状況でございました。この無線機等の新スプリアス規格対応についてですが、先ほども言いましたように、一部触れた程度でしたので、わからないところがあったと思ひますけれども、担当課のほうも漁協のほうに訪ねて来られたりされたということを聞いておりますので、ある程度は聞き及んでおられるかと思ひます。

この内容及び機器買い替えなどの対応にあたって、今後生じるであろう問題点について、どのように把握されておられるか、お聞きいたします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 新スプリアス規格変更の内容につきましては、世界無線通信会議WRCにおいて、無線通信規則のスプリアス発射、これが必要周波数帯の外側に発射される不要な電波を指すということです。の強度の許容値が改正されまして、これを受けて、総務省におきまして、平成17年12月1日に無線設備規則を改正し、新たな許容値が適用されているところでございます。

この改正に伴い、既に免許を受けている、平成19年11月以前に製造された古い無線機、これは旧スプリアス規格の無線設備と言いますけれども、の使用期限は令和4年11月30日までとなっているところです。なお、無線設備の開設や増設、買い替え、取り替え等の変更につきましては、経過措置によりまして平成29年11月30日までは、免許または許可を受けることができましたけれども、平成29年12月1日以降手続を行う場合は、無線設備が新スプリアス規格に適合していることが求められているところでございます。

旧スプリアス規格の無線設備の使用期限は、令和4年11月30日までとなっていることから、令和4年12月1日以降も継続して使用する場合は、新スプリアス規格への移行が必要となります。

また、新スプリアス規格への移行の具体的な事務手続の内容といたしましては、一つ目に、旧スプリアス規格機器を新スプリアス規格機器に買い替えて、変更手続を行う。二つ目に、無線機の出力端子とアンテナの間にフィルタを挿入し、測定して適合した結果を届け出ると。三つ目に、無線機のスプリアスを測定して適合した結果を届け出る。四つ目に、製造業者等が測定したデータの活用を行い、新スプリアス適合機器として、令和4年11月30日までに、総合通信局にスプリアス確認届の手続を行う。という、この四つになります。

各漁船に搭載してあります新スプリアス規格への対応が必要となる機器につきましては、レーダーや無線機器など電波を使用するもので、上天草市管内における漁船の対象件数につきましては、聞き取り調査を実施しなければわからないところではございますが、令和4年12月1日以降も継続して使用する場合は、新スプリアス適合規格への移行が必要となりますので、費用負担がそれなりに発生するものと考えております。

○議長（園田 一博君） 嶋元秀司君。

○3番（嶋元 秀司君） ある程度なんか器具をつけたら大丈夫になるものも一部あると言われておりましたけれども、普通の27メガの漁業用無線については、そういったところは対象外になるんじゃないかなというような話も、ちょこっと聞いたことはあるんですけども、その辺はわかりませんけれども。具体的に言えば、不要な電波を遮断して、きっちりと決められた周波数帯の幅を絞って、外部に漏れる電波を抑えるという意味だと思いますけれども、今、調査をされているというようなことで、具体的に対象となる機器というものは、先ほど言われたレーダーとか、その辺だと思いますけれども、買い替えの必要が出てくるのがどんぐらいの割合かというものは、まだ調査中でわからないということなんでしょうか。その辺は。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○**経済振興部長（井手口 隆光君）** どのような機器が、実際、影響するののかというのを、総務省九州総合通信局のほうにも問い合わせをしましたけれども、対象機器については、把握できてないような回答でございました。

○**議長（園田 一博君）** 嶋元秀司君。

○**3番（嶋元 秀司君）** 単純に考えて、電波を出すものは全般にひっかかるということだと思います。例えば、タクシーの無線であるとか、そういった陸上のものも、そういった対象になるかと思えますけれども、こういった機会に、無線機に関しては、今、携帯電話の普及であるとか、そういったことがありますので、使用をやめようかというような人も出てくるかと思えますけれども、実際は漁業用無線というのは、緊急時にはきっちり緊急無線が発信されるのか、そういったことが機能がついていて、船舶にとっては、必要な機器の一つだと思っております。

また、レーダーについても、毎回航海中の安全確認のために、一度使って使いなれてしまうと、どうしてもなくてはならない、そういった機器になっていると思います。こういったものには、先ほど言いましたように、定期的な検査がいて、その検査の中で、今後、適合機器なら継続して使われる。ダメなら、買い替えてくださいというような話だったと思えますけれども。私もこの前、ちょっとそういった検査のタイミングが来まして、私の場合は、適合機器だったんで買い替えの必要はないということで、少しはほっとしましたけれども。その業者さんに聞くと、無線機とレーダー分だけでも、ちょっと大きな業者さんなんですけれども、業者さんが検査をされに来られますんで、どういった内情かというものを聞いたんですけれども、そのときには、県内で約200ぐらいの無線機であったり、レーダーであったりが対象になるんじゃないかなというようなことを言っておられました。ということは、対象者の約7割ぐらいが、こういった使えなくなるような危機に直面するというようなことになるかと思えますけれども、機器の値段といえますか、無線機にしても、30万円から40万円ぐらいいたしますし、レーダーに至っては、最低でも80万円から100数十万円ぐらいかかるといった状況です。

そして、そのほかにも、いろんな漁業機器といえますか、ソナーであったり、GPSプロッターであったり、リモートコントロールのできる操舵機であったりと、そういったものを一揃い揃えていくと、かなりの金額が必要になってきます。

本市の場合、上天草の漁業の特徴としては、零細の漁業者が多いため、季節ごとにいろんな仕事を準備しながら、その時期に収入が上がるようなこと、仕事を選んで操業するという形態が多いんですけれども、そのためにも、こういった漁業機器というものは、ある程度きっちり補充、装備して、いつでもこういった仕事ができるように充実させておく必要があります。

こういったものについては、先般聞きましたように、船舶であったり、エンジンの買い替えと同様に機器購入についても、低金利や無利子の融資はあるのはありますけれども、そういった場合でも、なかなか若い子育て世代のそういった漁業者の人にとっては、非常に大きな負担になるところから、今回は時限的な時間に迫られる場合もございますので、そういったことを含めて、前回、若手漁業者の中から、こういった補助してほしいという声が聞かれたわけですが、

一度利用率であるとか、そういったところも含めて、少しこの件について調査をしていただきたいと思いますけれども、どのように考えられるでしょうか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 今回の新スプリアス規格への対応が必要になるのは、先ほども申されましたように、レーダーや無線機器等電波を発信するものでありまして、魚群探知機やソナーは音波を使用するというので、対象外となっております。

今、議員おっしゃいましたように、漁船に対する電波を必要とする機器の利用率につきましては、やはり全漁船への聞き取り調査を実施する必要があると思っております。また、機器の新スプリアス規格への対応に係る一部補助につきましては、県や県内沿岸市町への動向を踏まえつつ、今後前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、担当課のほうで協議をしたいと思っております。

○議長（園田 一博君） 嶋元秀司君。

○3番（嶋元 秀司君） この対応については、本当に令和4年から変わる、その前後1年ぐらいには、買い替えが必要になってくるというようなことが予想されますので、きっちりとその辺も含めて、一度は検討していただきたいと思っております。

先ほども言いましたけれども、全国的に見ても、確かに、新規就業者に対する補助制度等がありますけれども、こういった機器購入などの現役世代の活性化支援というものは、少し調べてみましたけれども、あんまり多くはありませんでした。全然ないというわけじゃなくて、少ないながら幾つか事例はありましたけれども、ある自治体によっては、上限を切って、補助率何分の1ぐらいの補助というようなことで、船舶と同時にこういった機器購入に対する補助制度もありました。

こういった補助制度の可能性については、市長も、前回答弁もされておりますけれども、どう考えておられるか。この辺について、少し市長の御意見を伺いたいと思っております。

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） 今の御質問にありました、その漁業無線等の新スプリアス規格の対応につきましては、部長のほうからありましたように、今のところまだその全容を担当課で把握している状況にありませんので、まずは、それが先決だというふうに思います。

船の場合は、登録制度がありますよね。ですから、メーカーとか製造元とか、多分そういったところの情報で、大まかな大体の対応していくべき部分も見えてくるんじゃないかなと思っておりますので、令和4年11月30日が使用期限ということでもありますので、とりあえず本年度は、それぞれの漁協さんにも協力をいただいて、制度の説明会とか、あるいは、各漁船の船主の聞き取り調査等を実施をしていくべきだというふうに考えております。

また、補助制度については、水産庁あたりの補助制度もありまして、私もちょっと見たんですけど、やはり水産庁の制度というのは、全国の漁業関係者というか環境のいわゆる標準的なところを行きますので、なかなかその嶋元議員もおっしゃっていたように、我々の地域の今の実情を

完全に把握しているかという点、決してそうじゃない部分もありまして、これまでのように、いわゆるその国の制度に上乗せして制度を補充しても、結果としては利用者、就業者にとってあんまりメリットがないというような制度にもなってしまふ部分もあるかと思ひます。

それで、今考へているのは、今年度は、地方創生の第二次総合戦略も策定しないといけな時期でもあるし、やはり一次産業の支援というのは大きな柱になりますので、今の上天草市の漁業就業者、あるいは、その漁業の環境に合った支援制度創設を、要はその水産庁が支援してない分を埋めていくやり方を、ちょっと考へていきたいというふうにおもっております。

○議長（園田 一博君） 嶋元秀司君。

○3番（嶋元 秀司君） そうですね。利用者になるだけ多くなるような本市に合ったそういった補助制度が可能であれば、しっかりと調査を行っていただき、漁協さんの協力を得ながら、いろんな詳しい調査の中から引き出されたところで、ぜひとも、検討いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

最後に、車泊、RVパーク等について、1点質問いたします。

ゴールデンウィーク中の改元の折に、長い10連休がありました。連休中、朝早い時間帯に宮津交差点付近を通ると、海岸の駐車場であったり、さんば一筋の駐車場であったり、そういったところに非常に多くのキャンピングカーを見ることがありました。目立って多くなったなというふうに感じておりましたけれども、こういったことは、ほかの宇土マリーナであったり、そういったところもおんなじような状況だったというような話を聞くことができました。

また、車泊と検索をすると、道の駅がずらっとこう明記されて、それから、RVパークの情報等も流れ、そして、トイレ、また、入浴施設とか、そういったどこに関連するような施設も表記をしてあって、どこの道の駅であっても、このようなキャンピングカーが多く見られるような状態だったかと思っております。そういったことを見ると、オートキャンプの人気の高まっていることは、間違いないように感じるんですけども、少し前に、一般質問で質問をしたことがありますけれども、また、そのあとも委員会のほうでも、少しその話は出ておりました。質問もありました。その後、何か検討されたことがあるのか、その辺をお聞ひいたします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 平成30年第2回定例会での質問後、平成30年4月にシェアリングエコノミーを活用した車泊の事業者の説明会に、担当者が参加したところでございます。その説明会を踏まえ、RVパークの導入を検討するにあたり、システムの価格や設備投資、維持費等のコスト面、設置した場合の利用頻度などにつきまして調査する必要があると感じまして、今年度、車泊の可能性調査を実施することとしております。

また、既にRVパークなどを導入している施設における周辺の飲食店等への効果、利用者のマナーやトラブルの状況、導入のメリット・デメリットなどについても、あわせて調査をしてまいりたいと思っております。

○議長（園田 一博君） 嶋元秀司君。

○3番（嶋元 秀司君） 前回、私たちの委員会でも、視察に行った折には、事業者の話をいろいろと聞く機会がありました。こういった機運の高まりは、RVパークなどの施設がふえることで、各地区連携が生まれて、そういったことで相乗効果を上げていくという話をされておりました。いろんな場所で、同じような取り組みをして、ネットワークを広げていくというようなことだと思えますけれども、今現在、県内のRVパークなどの有料施設の状況等は、どのように把握しておられるか、現状をお聞きいたします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 県内のRVパークは、玉名市、山鹿市、阿蘇市、南阿蘇村など、10数カ所の施設に導入されておりまして、主に道の駅の駐車場に整備され、その運営は民間事業者によるものが多いと思います。

各施設におけるRVパークの利用可能台数は、いずれも2、3台程度でありまして、RVパークの使用料による収益を求めるものではなく、設置した施設や周辺飲食店等への波及効果などを期待して導入されているものではないかと思っております。

○議長（園田 一博君） 嶋元秀司君。

○3番（嶋元 秀司君） そうですね。台数は2、3台というようにあるかもしれませんが、そういった場所を広く持つということは、ある程度、利用者がふえるということにつながるかと思えますけれども、先ほど言われたように、それなりにマナー等もあって、トラブルがあるかないか、そういった調査も必要だということをおっしゃっていただきましたけれども、最近の事業例というか、そういったところ何か真新しい事業例はなかったのか、その辺の調査等は行っておられるか、お聞きいたします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 県内のRVパークでは、総務省のシェアリングエコノミー事業を活用して、スマートフォンでの予約や決済ができるシステムを導入している施設や、電源のみを無料で開放している施設などがございます。複数の事業者に聞き取りを行ったところでは、近年では、キャンピングカーの増加により、全国的にRVパークの導入の要望があり、キャンピングカーを取り扱う事業者等の要望活動によりまして、RVパークは各地で増加傾向にあるということがございます。

また、順調に運営されているケースもあれば、車泊専用の場所以外へのキャンピングカー、バイク等の乗り入れ、騒音、利用時間を守らないなど、マナーが悪い利用客への対応が必要になるケースもあり、利点だけではなく、課題も含めて、今後さらに調査を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（園田 一博君） 嶋元秀司君。

○3番（嶋元 秀司君） 調査を進めていくということではありますけれども、農泊であったり民泊であったり、いろんな宿泊の形態が今変わっていきうとしております。本市も、いろんな旧態依然とした宿泊の形態よりはだいぶ変わってきたかなと思っておりますけれども、こういっ

た車泊であるとかRVパークであるとか、こういったことも、一つの宿泊のスタイルとしては、非常に利用者の世代というものもいろいろありますし、その辺もあって悪くはないと思うんですけども、今後の取り組みについては、現在のところ、先ほどから調査の段階だということでしたけれども、しっかりと行う予定があるのか。そういったところも含めて、今後の取り組みについて、どのように考えておられるか、最後にお聞きします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 議員先ほどから申し上げておられますけれども、やはり旅行者のニーズの多様化や、キャンピングカーの人気などから、新たな入り込み客数の増加につながる取り組みであるとは考えております。

しかしながら、今年度、やはり車泊可能性調査を実施しまして、RVパークの導入場所であるとか、事業費、運営形態、課題への対応などを詳細に検討した上で、判断をさせていただければと思っております。

○議長（園田 一博君） 嶋元秀司君。

○3番（嶋元 秀司君） よろしく、そういったところも含めて調査をしっかりと行っていただいて、ぜひ、何らかの形になるように取り組んでいただきたいと思っております。

先ほども言いましたけれども、宿泊の形態も少しずつ変わってきて、先日は、インバウンドであるとか、受け入れと同時に、食を目的に来られるお客さんもおられますし、宿泊もそういったところと別々に、今までは同じところで同じ宿泊とプラス食というような感じだったんですけども、現在は、食と宿泊を切り離して考えるというような、そういった楽しみ方もあるということで、先日は、アルベルゴ・ディフーズといった維和島の取り組みも話題になっておりました。市長も参加していただいておりますけれども、最後に、市長は、こういった取り組みについて、どのように考え、可能性であるとか、どういったふうと考えておられるか、市長の意見を聞きたいと思っております。

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） アルベルゴ・ディフーズという、その横文字で非常にわかりにくいところもあるんですけど、要はイタリアの発祥の考え方で、そういう小さな集落がそのままそのホテルというか、宿泊施設として機能させる手法ですね、非常に斬新なアイデアだったというふうには思います。

全国的には、国のほうも、今、いわゆる農村・漁村に対して、農泊とか、漁村の場合は渚泊という言い方をしてるんですけど、そういう農村・漁村のやはり民泊の推進を行ってまして、農政局とか水産庁のほうからも、そういう取り組みに対しての支援は、今手厚くなっています。

空き家も多いので、そういったところで協力者が出てくれば、十分可能だと思うし、非常に良いシンポジウムだったというふうには思っています。あとは、本当にその講師も言ってたんですけど、やはり企業として成り立たないといけないと言っていましたので、やはり本気度というか、やる気のある人たちのチームができると、僕はうまくいくんじゃないかなというふうに思いました。

た。

○議長（園田 一博君） 嶋元秀司君。

○3番（嶋元 秀司君） 私もそういうふうに思いました。今までのこういった新企画というのは、案外こう補助制度に頼りがちになっているところもありますけれども、本気で起業して、一つの産業になるような、そういった成長が見られれば、本当にいい取り組みじゃないかなと、そういうふうに感じました。

先ほども、調査の段階という答弁が多ございましたけれども、観光についても、間口を広くして、観光地としてのスキルをしっかり保っていく必要があると思いますので、今後も引き続き斬新な考え方を取り込みながら、頑張ってくださいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、3番、嶋元秀司君の一般質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩し、午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小西涼司君から、資料の配付について申し出がありましたので、会議規則第157条によって、これを許可します。

8番、小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 8番、小西涼司です。議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

今回は2点通告を出しておりますが、まず1点目の梅雨時期の排水ポンプ設置について伺っていきたく思います。昼食後の一番眠たい時期ではありますが、しばらくおつき合いのほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ことしの梅雨入りは、沖縄地方が5月16日頃、九州南部が5月31日頃でした。東海から関東甲信越、北陸、東北南部が6月7日頃、東北の北部が6月15日頃とされております。太平洋高気圧の勢力が弱いために、梅雨前線が沖縄付近から南に下がることが多く、東北地方北部まで梅雨入りをしたにもかかわらず、西日本、九州北部と四国、中国、近畿の梅雨入りが遅れているそうです。平年の梅雨入りは、九州北部、四国が6月5日、中国、近畿が6月7日だそうです。気象庁の発表によりますと、1951年から2018年までの過去68年間のデータによると、九州北部地方が最も早く梅雨入りをしたのが、1954年の5月13日頃だそうです。逆に、一番遅い梅雨入りは1967年の6月の22日頃となっています。

6月の18日現在で、過去三番目に遅いということでしたので、まだここ数日は梅雨入りの気配がなく、ことし令和元年は5年ぶりに記録を更新となるのは間違いなさそうです。きょうが21日ですので、あしたもし梅雨入りがあったとしても、一番遅い同じ記録ということになり

ますので、恐らく今言ったように、記録更新となると思います。

そんな状況の中で、ことしも排水機等設置管理業務委託料の予算で、冠水対策として大型の発電機を設置し、その発電を利用して排水をするための水中ポンプ。これは8インチを2基つないで梅雨時期の冠水に備えていただいております。

そこで、まず伺いますけれども、ここ数年間の排水ポンプの設置箇所数と、その委託料の推移はどうなっているのか、お願いしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） よろしくお願ひいたします。

まず、ポンプの設置等のはじまり等を若干触れさせていただければと思います。

本市におきましては、梅雨時期の大雨により、冠水被害があった地域などの被害を軽減させるため、排水機器を設置しているものでございます。

この排水機器の創設につきましては、合併当初の平成16年度から始めておりまして、機械借上料で対応しておりました平成24年度までは、それぞれの年度における冠水の状況をなどを鑑みまして、少ないときには1カ所、多いときには12カ所に設置しておりました。御質問のここ最近のところで申し上げますと、直近5年間、ここについては、委託料という形で設置しております。費用を出しておりますけれども、5年間の設置箇所数につきましては、平成26年度が11カ所、平成27年度が9カ所、平成28年度から平成30年度までは、それぞれ12カ所となっているところでございます。

なお、直近5年間の委託料につきましては、平成26年度が547万2,407円、平成27年度が378万232円、平成28年度が933万6,735円、平成29年度が942万1,538円、平成30年度が957万786円となっております。

なお、令和元年度におきましては、排水機器を12カ所設置しておりまして、その委託料は945万6,306円となっております。平成26年度に平成27年度につきましては、議員が配付されてあります資料にありますように、この間は1カ月間、梅雨時期の最も雨が降るであろうと思われる期間の1カ月間、その後は、平成28年度からは、最近の豪雨発生の頻度の多さ等を考えまして、2カ月間設置しておりますので、金額には少しの開きがあるところでございます。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 今、部長から答弁がありましたように、皆様方のほうは、タブレットのほうで確認をしていただけたと思います。今あったように、合併当初からポンプ借上料という形で設置をしていただいたということは、私も記憶しております。

当初は、燃料代と、その機械の管理については、確か地元が行っていたと思います。その後、先ほどの説明のように、平成25年から委託料として、工事として設置をしていただいているということで、設置から管理まで全て業者が行ってくれますので、地元としては、大変助かっている状況でございます。

この委託料と設置箇所の一覧表というか、配付してあります資料をごらんいただきたいと思
いますけれども、これは平成26年度から令和元年まで6カ年ということですね。大矢野地区が
大変多くて、あとは松島、姫戸。龍ヶ岳はもう1件もないということの状況なんですけれど
も。実は私の地元、松島町はこの西の浦という地区は、私の地元であります。私の地元は、
国道から岬亭に入りまして、下って市道になるわけですが、その下ったところが、海拔が0
メートルということで、大変低い土地であります。そういった状況でありますので、梅雨時
期にこれは潮の干満ともちょっと関係がありまして、小潮のときは潮が余計引きません
ので、なかなかその潮が引いてる間にたまった水が、海のほうに排水するということ
が量的に少ないもんですから、雨が続いたときには、千巖山の下のほうからの流域が
結構広い関係で、出る水の量よりもたまってくる水の量が多くて、ときによっては、
田畑と道路が冠水するという流れであります。

毎年、それでも冠水をしている状況ではありますけれども、私も冠水したときには、
自宅から国道のほうには出れませんので、前もって岬亭側の少し高い場所まで車を移
動しておいて、そこまで、そこからいろんな仕事行ったりとかいう状況があつてお
ります。

今、ことしが12カ所設置をしてあるということなんですけれども、それぞれの地区にお
いて、今私が申したように、それぞれ設置までの流れというのがあると思いきり
けれども、その設置の判断となる基準ですね。その設置を市役所のほうからして
いただけるための判断の基準や手続等はどうかしているのか。お願いしたいと思
います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 設置については、先ほど申し上げましたように、
合併当初から実施をしております。

そして、昨年度までの流れを踏まえまして、排水機器の設置の判断となる基準につ
きましては、平成30年度に排水機器の設置基準を定めているところでございま
す。その排水機器の設置につきましては、樋門が整備されているのにもかかわ
らず時間雨量30ミリ程度の雨でも冠水を防ぐことができない地域、このよ
うな地域であるのにもかかわらず排水機場を設置していない地域、過去に浸
水被害等があった地域などを基準におきまして、地域からの要望なども踏ま
えまして、柔軟に対応するというふうにしているところでございます。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 平成30年度に基準を設けたということで説明があり
ました。冠水した状況を、恐らくその地元地域の方々からは見てくれとい
うことで、役所のほうには電話があると思うんですけれども、もちろんその
現場で確認をされた中で、そういった判断もされると思うんですけれど
も、じゃあ、設置をするということになった後のその手続というか、そこ
は、何か申請書を出すとか、そういうのはないんですか。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 申請書等は特段ございません。基準の中
で判断して、ただ、今の基準につきましても、これまでの設置の箇所等
の経緯を踏まえまして、平成30年度に作

っておりますので、その後にふやしたところはございませんので、また話があった時点で、いろいろ検討していきたいというふうに思っています。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 基準を設けて設置をするということで判断が出ました。じゃあ、その後、委託ということになれば、相見積もりかどうかわかりませんが、一応入札の手続を踏んで落札業者が決まり、その後、その業者が撤去まで一覧の委託業務をされるわけですが、その一連の流れを、簡単でいいですので、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 設置まで現在までの設置委託料としての事務の手続だというふうに思いますが、まずは、設置にかかる起案というのをを行います。それをもちまして、その中で相見積もりという話がありましたけども、見積書ですので、随意契約となる見積書を徴して、価格が低い事業者のほうに事業を発注、ポンプの設置から管理・撤去までを委託して、最後には、完了の届、稼働日数等も踏まえまして、そこまで完了の実績報告を求めているところでございます。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 今、最後、私もこれを尋ねたいと思っていたところなんですけども、委託契約ということであれば、事業完了とともに完了報告、実績報告書ですかね、完了届を提出しなければならぬと思いますけれども、それには、ポンプの稼働状況あたりの日数とか、そういう確認ができるような実績報告書であるということ間違いはないでしょうか。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） そのとおりでございます。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） じゃあ、ここ例えば、平成25年度以降がそういった委託契約ということで設置をしていただいておりますので、そのわかる範囲内で結構ですけども、その実績報告書の中で、例えば、空梅雨だったりとか、いろんなその年によってあると思いますけれども、平均というか、ひと月にどれくらいその稼働率というんですかね。ここまで詳しい通告をしておりませんでしたので、なかなか難しいのかもしれませんが、わかる範囲内で、よければお願いしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） その年によって、稼働の日数は違ってまいりますので、ちょっと詳しい資料については、要は一つ同じ年であっても12カ所ありますので、その設置の場所等で稼働日数も違いますので、一概にはちょっとお答えすることはできないかと思えます。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） わかりました。それでは、ちょっと設置箇所の位置図のほうも、議員の皆さんもタブレットのほうでは確認をしていただけると思うんですけども、一律に、45

キロの発電機と、あとは水中ポンプ8インチを2基、これはどの地域でも同じようなことでの設置だと思えるんですけども、それぞれの地区において、流域面積が違ってたりとかあると思うんですね。そこの地域地域に適応した能力の設置というか、そういうのは視野に入れておられるんでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 今の制度での運用の中では、全ての地域を、この水中ポンプ8インチ2基、8インチですので、おおむね20センチ強というふうに思いますけども、そのポンプを2基設置して、それに必要な動力源として、45キロボルトアンペアの発電機を設置していきたいというふうに思っております。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） わかりました。昨年だったですかね、先ほど言いましたように、私の地元西の浦地区なんですけれども、去年は結構雨が続いて、結構私のところも二度ほど道路が冠水したんですかね。一番深いところで5、60センチぐらい冠水するんですけど、そのときも、雨が続くなということ、もしかしたら、このポンプでは恐らく間に合わないんじゃないかなというちょっと不安がありました。業者さんのほうにも、早目に連絡をして、発電機のエンジンもかけていただいたんですけども、先ほど申しましたように、ちょうど小潮あたりと重なって、排水は潮が引いてる間の排水も少ししかない。あと、ポンプも2基フル稼働したわけですけども、結局は間に合わずに冠水をしてしまったというのが、去年はありました。

ですから、なかなか最近ではゲリラ豪雨とかで雨量も多いですので、なかなかそれに対応するのは難しいのかもしれないけれども、できれば、その設置箇所のそれぞれの調査をもう少し行っていただいて、今後対応していただければと思います。どうでしょうか。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 設置箇所の調査ということだというふうに思いますけども、申し上げまして、今の設置箇所について原因等がどういったものがあるかという詳しい調査までは行っておりません。実際、さっき申し上げたように、冠水の被害があるとか、ポンプが設置されて、排水機のポンプが設置されていないとか条件としておりますので、調査はしていません。

しかしながら、排水機器を設置している地域、または、排水機等の相談にこられた地域については、それぞれやはり実情が違うというふうに思いますので、今後、事業を継続していく中、どのような形で事業を実施していくのか、その検討の資料とするためにも、必要な調査については、実施をしていく必要もあるというふうに思っております。

ただ、12カ所、現在設置している箇所12カ所全てにおいて、地形であったりとかそういったものをやる、調査をやるというふうには、議員御承知のように相当な、調査だけでも相当な費用も要しますし、また、その対応に係る事業費も相当なものかというふうに思っておりますので、現状をまずはしっかりと見ながら、必要な調査はしていきながら、対応をしていきたいとい

うふうに思います。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 先ほど、私の地元については、冠水するまでの経緯を少し説明をしましたがけれども、ほかの地区においても、そこに住んでおられる方は、住民の方たちは、ある程度は把握しておられる面もあるんじゃないかなと思います。

ですから、なかなか全て測量とかして調査を行えば、部長の答弁のように費用もかかりますので、せめて聞き取り調査とか、そういったのも必要になってくるんじゃないかなと思います。特に、その地区に長く住んでおられる年配者の方とか、よく御存じじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

梅雨時期には、今まで質問をしてきたように設置していただいておりますけれども、梅雨時期以外でも、最近の気候は、なかなか予測がつかない、大雨、ゲリラ豪雨とか多いですので、梅雨時以外でも冠水の心配があるときもあります。そういった中で、この梅雨時期のみのポンプの設置というのは、冠水対策として、根本的な解決策とは言えないと思いますし、今後、市としては、そういうのに対して、どのような対応や対策を考えておられるのか、伺いたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 議員御指摘のように、現在の梅雨時期の2カ月のこのポンプの対策については、私たちも、その地域における豪雨等の災害、年間を通じた災害対策としては、十分ではないというふうには思っておりますので、あくまで、豪雨、大雨等が集中する梅雨時期の2カ月の対策として、今実施をしております。ただ、将来的なことも踏まえると、先ほど申し上げたように、地形の状況であったりとか、その地域の状況をしっかりと調査をして、対応を立てていかなければなりませんので、先ほど申し上げましたように、必要な、まずは、できる調査といいますか。議員おっしゃったように、地元の方のからの状況等の聞き取り、それに加えて、必要なやはり分析ができるような調査もしながら、少し時間をいただきますけれども、その中でしっかりと検討をして進めていきたいというふうに思います。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 排水ポンプ、きのう高橋議員の質問の中にも出てきましたように、排水機場ですかね。合津の場合は、特に、合津の新地一帯の排水となりますんで、膨大な建設費用もかかります。排水機場をつくるとなれば、やはり予算面でも厳しいところがあるだろうと思いますけれども、合併以降、ずっと毎年、こういった借り上げ料だったり委託料だったりということで、これが永遠に続くことを考えたときに、もしかしたら、その場所によっては、調査をした中で、違う排水機場建設以外に、何か違った対策も考えられるのではないかなとも思います。と申しますのが、ほとんどの箇所が樋門があって、恐らくフラップゲートが設置してあると思うんですけれども。例えば、その面積に対してフラップゲート樋門の幅が狭い関係で、排水するのに時間がかかるとか、ですから、例えば、そういった調査がもし行えるのであれば、例えば、ポンプを設置するのではなくて、樋門の幅を広げるとか、そういったことになれば、

排水機場を建設するよりも、幾らかでも少ない予算の中でできるということも考えられますし、例えば、その地域によっては、一つしかない樋門をもう1基、もう1カ所出口をつくれるようなところも、もしかすればあるかもしれません。

ですから、それも、その地域地域によって状況が違いますけれども、ポンプ場建設以外に、そういった樋門とか広げるとか、ふやすとかですね。何かその排水の流れの流末を調査していただければ、おのずと答えは出てくると思うんですけれども、そういった対策がないのか、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 今ありました海岸のフラップゲート、スライドゲート含めまして、背後からの流量等を計算して、その大きさについては、私も港湾漁港関係の事業をしておりましたので、その決定の仕方等については承知をしておりますので、排水機場、強制的に排水する排水ポンプの設置というの、やはり、前面が海であるならば、満水時には当然ゲートが閉まりますので、排水できませんので、その対策までにはいかずとも、今議員がおっしゃったような、既存のゲートの拡張であったり、新たな設置であったり、そこも含めまして、調査を段階的にして検討させていただきたいと思います。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） わかりました。よろしくお願ひしたいと思います。今まで約20数分間、排水機についての質問をしたわけですが、最近では、異常気象ということもありまして、1時間に50ミリだったり、1日200ミリを超えるような雨の回数がふえております。これは、地球温暖化による気温の上昇が原因だということが、よく言われておりますけれども、なかなかこれに全てに対応することはできないと思いますけれども、少しでもその地域に住む住民が安心して暮らせるようなことで考えていただければよろしいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

一応、最後に、市長の見解を少し伺いたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） 排水機場樋門湛水防除施設というか、そういうところについては、いろんな地域から御要望いただいておりますが、なかなか思ったより事業実施も出来てないところもあります。実際、対策の事業費もかなりかさむものもあるし、やはり国のほうの、県のほうの補助に乗ってやっていくというのが基本になってますので、そういった意味では、なかなか期待に応えられてませんので、こういった対策も緊急的な措置も合わせて対策をしていく必要があるかと思うんですけど、今、小西議員の御提案があったように、比較的安価に事業費が終わるといふことであればですね、また、その整備するスピードも上がってくるかと思っておりますので、あとは、その技術的な裏づけがあれば、そういった判断もできるかと思っておりますので、こちらのほうは、担当部、担当課のほうとも協議を行って、対応を考えていきたいというふうに思います。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2点目の南阿蘇村との連携協力について、伺っていきたく思ひます。

この件に関しましては、3月の定例会の総務常任委員会の中で、企画政策課の課長のほうから、報告事項として説明を受けました。

その時点では、包括協定締結を視野に入れて協議を進めているという内容だったと思ひます。今定例会の一般質問の締め切りが6月10日ということで、私も今回、通告書を出したわけですが、本定例会の19日の常任委員会でも、また報告事項として説明がありました。常任委員会の中では、7月下旬ごろをめどに協定締結を予定しており、海山連携により、双方の強みを生かし、両地域の活性化につながるよう取り組んでいきますということでした。海と山の対象的な自治体同士でありますので、大変私も良いことではないかと思っておるわけですが、今回質問するに当たって、少しでも南阿蘇のことを知っておかなくてはならないということで、少しでも勉強しましたが、2005年2月に南阿蘇村は長陽村、白水村、久木野村が合併し、平成の大合併で村の新設は第1号だそうです。ちなみに、隣の高森町よりも、人口的には、その当時7,000人ぐらい多かったと聞いておりますけれども、それでも、村を選んだ。選んだ理由ていうか、それは、自然の中にあるというイメージを大切にしたいということで、村でいこうということに決まったそうであります。

大学は、皆さん地震でも有名になりました、東海大学農学部。高校が確かこれは、県立、公立の高校がないんですね、たしか。村内の学生は高森町の高森高校や阿蘇市の阿蘇中央高校。あとは、大津町の大津高校。そして、熊本市内の高校に進学する生徒が一般的だそうです。中学校が1校あって、小学校が5校、以前は、どのくらいの校数があったかわかりませんが、統合して、恐らく統合して中学校は1校になったのかなとも思ひますけれども、現在、中学校1校、小学校5校ということだそうです。

ついでに、名称とか旧跡とか観光についても、少しでもここで、皆さん御存じだと思ひますけれども、改めて申し上げますと、名水100選で有名な白川水系、あと温泉の方が、地獄温泉とか垂玉温泉とか、阿蘇白水温泉とかあるそうです。また、南阿蘇鉄道トロッコ列車ですね。昔から、ライブとかコンサートとかアスペクタとかあって、近年では、宝くじがよく当たるといふことで有名な宝来宝来神社というんですかね。何かここも最近では、観光の隠れたスポットとなると聞いております。ちなみに、その神社が建っている場所が、ヘリポートを建設する予定だった土地に建てられて、某テレビ局のナニコレ珍百景でも紹介されて、珍百景に登録をされているそうです。近年では、一心行の大桜、樹齢400年を超す桜が有名で、結構観光客も多いんですけれども、私たちが小さいころは、阿蘇の猿回し劇場とか、ファームランドとか、そういうのが結構有名な土地であります。

今回は、そこの南阿蘇との連携協力ということでもありますけれども、私がこの質問にあたるに当たって、少しでもちょっと調べたんですが、全国市議会議長会の都市行政問題研究会という

のがありまして、そこがまとめた都市における広域連携のあり方に関する調査研究報告書。その中で、新しい形の広域連携の動き、これは、遠隔型連携、土地がつながっていない遠隔型連携についても、まとめられておりました。平成5年の衆参両院における地方分権推進に関する決議を契機に、国から地方へ、都道府県から市町村への根源移譲や、地方に対する規制緩和などが進展し、いわゆる地方分権改革ですね。が進んだ結果、平成の大合併が行われたということです。平成の大合併が終了した現在、市町村は新しい広域連携の時代に入ったと記されておりました。

新しい広域連携は、少子高齢化や人口減少が進む中で、いかに住民サービスを維持しつつ、新しい行政ニーズに対応していくかという課題に対応するためのものでありまして、大合併により変化した市町村の体制を踏まえて、必要に応じて、多様な分野で多様な形の連携を環境の変化に応じて、柔軟に見直しを行いながら実施することが必要であると続けておりました。

そういった中で、今回、南阿蘇との連携協力が、今、計画をされておりますけれども、その連携協力に至るこれまでの、まず、経緯と取り組みを説明願いたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） これまでの経緯、取り組みということでございます。

本市と南阿蘇村の交流につきましては、平成28年熊本地震直後の4月22日に道の駅さんば一るから南阿蘇村へ支援物資の供給を行ったことを契機としまして、道の駅間の交流から始まったものでございます。

具体的には、平成28年9月に道の駅さんば一るが、南阿蘇村の道の駅あそ望の郷くぎのと連携をしまして、南阿蘇村の仮設住宅で移動販売を始めたことを皮切りに、平成28年度に10回、平成29年度には村内イベントでの販売もあわせて10回、復興支援活動を実施してきたところでございます。

このような中、平成31年1月に南阿蘇村から交流促進及び包括連結協定締結の提案がありまして、道の駅間の連携に行政間の連携が加わることで、さらなる強化が見込めることから、企画政策課で事務協議を重ねているところでございます。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 今、部長のほうから説明があったとおりと、私も思います。

特に、遠隔型のこの自治体の連携というのは、先ほど、熊本地震を契機にという話もありましたけれども、あれは、平成23年、2013年に発生した東日本大震災によって、遠隔地の自治体からの災害復旧支援の意義が確認されたりということで、それを契機に広く認識されたということだそうですね。

南阿蘇とは、海と山の自治体同士でありますので、今後いろんな可能性があり、広がりを見せていくと思いますけれども、今後のスケジュールについても、少し説明をお願いしておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 先ほど、総務常任委員会でお話ししたこと、議員の方からあ

りましたけども、まずは、本定例会終了後に、熊本県を立会人とした南阿蘇村との包括連携協定式を県庁で7月ごろをめどに開催できればというふうに、今調整をしているところでございます。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 7月をめどに協定を結びたいというようなありましたけれども、その後の連携事業の内容と、その効果は、どのようなものを期待しておられるのか、伺いたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） これも先ほどあったように、総務常任委員会でもお話をしておりますけども、本市と南阿蘇村が持っている地域固有の資源やポテンシャルなど、双方の強みの部分を相互に生かしながら、さまざまなイベントでの連携や協力を行うことで、双方のさらなる地域活性化につなげていきたいというふうに考えております。

また、南阿蘇村におきましては、平成28年熊本地震で甚大な被害を受けられておまして、復旧・復興に村一丸となって取り組まれた経験や知恵等があります。これを、上天草市の災害対策にも生かせるように取り組んでいければと考えております。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 自治体同士の連携、これは、私松島、旧町で言いますと松島町の出身なんですけれども、旧町時代に、松島町と阿蘇郡小国町で子供たちのホームステイの交流を行っておりました。これは、こちらのほうは、中心がどうしても一番大きな今津小、今もありますけれども、今津小学校が中心になって、こっちは行っておりましたけれども、小国町のほうは、当時、宮原小学校や杖立のほうの五つぐらいの小学校が、下城小学校だったですね。副市長は阿蘇の方の出身ですので、やはり詳しいですね。多分、五つか六つぐらいの小学校が合同でされておりました。18年間ぐらい確か続いたわけですからけれども、私も、その18年間の中で多分6年間ぐらいは携わっておりました。

その後、そのときにどのような対応をしていただいたかと言いますと、夏休みに入って2週間ぐらいに、小国町のほうからこの松島のほうに2泊3日のスケジュールで、ホームステイに来られます。前もって会議はずっと進めておる中で、今回は参加者が20名です。20名おりますので、同じ学年ぐらいの子供がおる家庭で受け入れをしてくれるところがありますかということで募って、受け入れをしてくれる家族があれば、そこにホストファミリーの願いをし、受け入れをしていただきました。受け入れてから、最後帰る日までは、もうそのホストファミリーの思い思いの中で過ごされておりましたけれども、たまには来てくれた20名なら20名の子供たち全員と同じような、例えば、五橋遊覧とかしたこともありました。その後、受け入れをした家族のほうは、今度は盆過ぎの最後の土日ぐらい、やはり2泊3日で、今度は松島のほうから小国町のほうに出向くわけですからけれども、ここでも、やはり行った先思い思いの家庭が、それぞれに1泊の旅行に連れて行ったりとか、キャンプをすとか、いろんなその家族家族でやり方は違っ

たんですけれども、たまたまある年度に、当時、小国町の全体的な会長をされておりました方が、宮原という堅田という地区があるんですけども、その出身で、その堅田地区の壮年部の全部の方たちが、もう老人から壮年部までですかね。せっかく天草からこうやって子供たちも来るんだから、夏祭りを開催してあげるといふことで、夏祭りを始めてもらいました。それから5、6年、私も連続して付き添いといふことで、毎年行っていたんですけれども、その堅田の夏祭りにも行って歌を歌ったりとかですね。大変向こうとの交流も深まって、ホームステイが終わった終了した今でも、まだ夏祭りを始めて10周年記念、15周年記念といふことで御案内をいただいておりますし、今でも、そのとき知り合った保護者の方だったり、その地区の方だったりとも深い交流があります。

ですから、こういった交流を続けていくことによつてお互い行き来もしますし、次の何か発展につながっていくんじゃないかなといふこともありますので、今回、南阿蘇との交流、特に、将来のある子供たちが、その学校同士だったりでもいいですので、受け入れてくれる学校があれば、そういったのも視野に入れていただいて、そのような交流ができれば、子供たちにとつても、将来、何かのために有意義なことになるんじゃないかなと思つたので、よろしくお願ひしたいと思つた。

今までにそういった協定を結んだ自治体同士が一番のやはり取り組みで高いのが、やはり教育・子供関係で、次が、観光あたり、パーセントでいきますとらしいです。ですから、ちなみに、40%以上の回答数で40%以上あつたのが教育・子供が一番で、観光・防災、あと、産業・経済のつながり、あとは、歴史・文化、ここら辺が比率が高いことだつたんですけれども、今後、南阿蘇とのやりとりも、今言つたようなことを中心に、連携事業が展開されていくと思つたのですが、これまで、南阿蘇村以外に、これまで包括協定等を結んだ自治体があつたのか。これも伺つておきたいと思つた。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） ほかの自治体といふことでございます。本市と包括協定を締結しております自治体は、東京都文京区がございまして。これは、双方に湯島という同じ地名の縁により築かれたつながりを契機としまして、平成29年2月17日に上天草市と文京区との相互協力に関する協定を締結しているところでございます。

本協定につきましては、上天草市と文京区の住民の交流に関する事、観光及び産業の振興に関する事や災害時におきます相互の応援に関する事などについて、相互に協力して地域社会に寄与することを目的としているところでございます。

今、議員からありましたように、子供たちの交流といふことで、参考までに申し上げますと、これまで文京区との取り組み実績としましては、毎年春に行われます湯島天神梅まつりにおいて、上天草市の物産展を出展しますとともに、本市湯島小学校と文京区湯島小学校の相互交流に取り組んでいるところでございます。

小学校同士の相互交流につきましては、平成29年度は本市湯島小学校の児童が文京区湯島

小学校を訪れ、児童同士との交流を図るとともに、平成30年度には文京区湯島小学校の校長、PTA会長が本市湯島小学校を訪れまして、湯島天神にゆかりのある梅の木の植樹などを実施しているところでございます。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） わかりました。市長も毎年、そのあれには行っておられますので、湯島天神、私も何回か聞いた記憶もあります。やはり今そう言って、協定なり姉妹都市とか結べば行き来ができてまして、やはり自治体同士のつながりも出てきますので、今後もまた続けていってほしいと思います。

また、現在では、大都市圏における高齢者福祉、医療、介護に対する需要の増大、また、地方圏においては、人口減少に対応するためということで、大都市圏と地方圏の自治体同士の連携が模索をされているということで、そのさっきの報告書には記されておりました。

今後、そういった大都市圏自治体との、そういった協定も視野に入れながら取り組んでいかなければならないのかなと思いますけれども、最後に、市長の御見解を伺いたいと思います。

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） そうですね、交流、いわゆる連携協定も、例えば、その災害協定が、ちょっとイメージとしてわくんですけど、やはり災害の時に双方でそういう支援をやりと思うなら、日ごろからのおつき合いが非常に重要で、やはり交流を定期的に友好的交流をやる必要はあると思ってます。そう考えると、あんまりあちこちに、色んな交流先を見つけてやるというのも、どうかなという気もちよっとながらいるんですけど、南阿蘇村というのは、県内でもあるし、割と身近な感じもしますし。この前、南阿蘇村の村長さんともお会いしたんですけど、私は一回り違うんですけど、誕生日は同じで、君となら上手くいくと、なんかお墨付きもいただいて、良いムードでいろんな意見交換をしたんですけど、今震災、熊本地震があつて、復興で大変御尽力されていると思うんですけど、もともと南阿蘇村というのは、移住者も多くて、全国的にも、村政をひいている自治体の中では、非常にポテンシャルが高いという、全国的な評価も高くてですね。我々も学ぶところが、実はたくさんあるんじゃないかなというふうには思ってます。

やはり天草と阿蘇となれば、熊本県を代表する2大観光地でもあるし、うちも積極的に全国のあちこちでいろんなイベントやってきたんですけど、相互でコラボしたイベントになれば、またいろんな方も注目してくれると思うし、都市部でもアンテナショップなんか一緒にやればうまくいくところも出てくるんじゃないかなと思ってますので、それと含めて、やはり御提案があったように、その教育分野においても人的交流を深めていければ、良い交流になるんじゃないかなというふうには思ってます。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） わかりました。ありがとうございます。

私ごとなんですが、昨年12月だったのかな。嫁と子供たちが、私の還暦祝いを兼ねて、そ

れこそ南阿蘇村のあるホテルに連れて行ってくれました。それまで、南阿蘇村に宿泊をしたことは、一度もなかったんですけども、行って見て、やはりいいところだし、ゴルフ場もあります。ゴルフでは何度か訪れたことがあったんですけども。最近では、道の駅の近くには、モンベル、アウトドアショップのモンベルもお店を出しておりますし、大変観光でもにぎわっております。海と山で対症的な自治体同士ですね、無限大な可能性があるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひとも、この話は積極的に進めていってほしいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、8番、小西涼司君の一般質問は終わりました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時04分

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番、桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、会派暁、14番、桑原が質問いたしたいと思ひます。

きのう、おとついでですね。1年ぶりに自民党の総理と党首討論をされた部分を見た方もおられると思ひますけども、総理がいろいろ言う中で、野党の人たちが、ほとんどの人が年金の2,000万円のどうのこうのという、もうそういった批判ばかりで、最後に、維新の会の片山虎之助議員が、私が見ていてああとと思ったんですけど、一番国民がと言ひますか、関係者は参議院と衆議院は、参議院のとき衆議院は解散するんですかと、もう率直に尋ねて、しませんと。そして、いろいろと言う中で、年金の問題自体は、あの書類を何であんたはとらんだったのかという指摘をされて、私も同じように思ったわけでございます。そして、その中で、いろいろと野党が言うのもわかるけど、具体的な話をしなければ、ただ選挙のために指摘ばかりしてもということでは終わられたんですけど、総理そのものが、手叩いてテレビを見とったら終わったんですよ。ある意味、私もこういう状況というのはないなということで、改めて私も事務局のほうに、議員の使命とはということ、議員必携は別として、ネットで探ってみろというようなことで、探らせたところが、神奈川県議会の議員が議会が出しているやつが、議員の使命と役割ということで、議員の使命とは、市民の直接選挙によって選ばれた公職として、常に市政の課題を把握し、公益性の見地から市全体を見据え、市民の多様な意見を市政に反映させること。具体的には、審議審査等のための議案の提出や、必要な調査研究を行うとともに、民意を施政に反映するために、市民の皆様の意見を聞いたり、私はここが大事だと思うんですね。説明を行うということ、うたってあるんですよ。

なぜ、質問の前にこういう話をしたかと言へば、私自身が一般質問するうえにおいては、常

に今市民が求めている部分、市の状況、そして、将来こういうふうになる、今自分がすべきことは何かということで捉えながら、私は一般質問をしているつもりでございます。

その中で、きょう、2点質問をさせていただくわけでございますけど、公共交通機関の充実についてと、サイクリングの件です。

これは、新しく今からどういう形で取り組んでいくかということで、きょう、私が質問することによって、それこそまだ今から計画を立てなければいけない段階で、しますとか、出来ますとかという答えは、できないと思います。少なくとも出来ませんとは、されないと思いますけど。

ただ、きのうのほかの議員が言われましたけど、検討しますということはしないというような話をされましたけど、きょうは、よございませので、どうぞ、その辺は遠慮なくですね。

ただ、質問する部長が、顔を見とけばする気があるかないかというのはわかりますので、その辺で判断して、質問に移りたいと思います。よろしくお願いします。

まず、1点目について、市内公共交通機関の充実についてということで、一つ目に、市内公共交通機関の充実について、この案件は、これからの超高齢化社会に備えるため、市民生活における交通手段を考えたときに、とても大切な問題であります。6月5日の熊日朝刊によると、内閣府は、きのう同じ質問をされた議員がおられますけど、私はまた違う観点から質問させていただきませので、内容等に対して重複する部分があると思いますが、その辺は御承知いただいて、質問を続けさせていただきますので、よろしくお願いたします。

6月5日の熊日朝刊によると、内閣府が60歳以上を対象に実施した調査で回答した75歳から79歳の45.7%、80歳以上の26.4%が車を運転してるとの結果が出されておりました。また、高齢車の運転は、小規模の市町村ほど多く、電車やバスといった公共交通機関が限られ、車は買い物や通院などに欠かせない、いわゆる生活の足になっていることが裏づけられたと報じておりました。調査結果を受け、内閣府は高齢になるほど認知機能が低下し、運転が難しくなる。外出手段をどう確保するかは、重要な課題であると指摘しております。

さて、高齢者の自動車運転による交通事故は、皆さん御承知のように、日々多くのメディアが取り上げております。4月19日には東京池袋で87歳の男性が運転する車が暴走し、31歳と3歳の親子を死亡させ、8人が重軽傷を負いました。

また、6月4日には、高齢者の男性が運転する車で、交差点に猛スピードで突入し、計5台の車が衝突、8人が病院に搬送される事故が福岡市で発生しました。運転していた80歳の男性と同乗していた76歳の妻2人の尊い命が失われました。亡くなった男性は、自治会長を務める真面目な人柄で、近年の相次ぐ高齢ドライバーによる事故ニュースを見て、運転免許返納について考えている状況だと報じられております。原因については、現在も調査中とのことですが、免許返納を考えていた高齢者が引き起こした交通事故として、私たちに何かを問いかける出来事だと捉えております。

また、内閣府が発表した交通安全白書によると、高齢運転者の特性について、年齢や体力、過去の経験等によって、大きな個人差が認められるものということで、1から4まで掲げておりま

す。読ませていただきます。

一つは、視力等が弱まることで、周囲の状況に関する情報を得にくくなり、判断に適正さを欠くようになる。二、反射神経が鈍くなることによって、とっさの対応がおくれる。体力の全体的な衰え等から運転操作が不適格になったり、長時間にわたる運転継続が難しくなったりする。四、運転が自分本位になり、交通環境を客観的に把握することが難しくなる。など、示されております。

これらの特性が、75歳以上の運転者が死亡事故を起こしやすい要因の一つとなっているものと考えられると明記されております。高齢者の運転は、身体的な衰え、また、認知力の低下が主な原因であることがわかりますが、この社会問題を解決することの一つの方法として、運転免許の返納が報じられております。最近では、歌手で俳優の杉良太郎74歳、また、尾木ママと通称で呼ばれている直樹さんが72歳、この人たちが自主返納をされました。

有名人の運転免許の自主返納は、社会に一定の効果があると思いますが、冒頭部分で話しました小規模の市町村ほど、高齢者の運転する機会が多いのも現実であります。都市部と違い、他の交通手段がないので、これは、本市においても同様であり、買い物や通院を初めとする移動手段として、車の運転は欠かすことはできないものであります。

また、高齢者のみの世帯が増加しており、送迎をしてくれる家族がいないことも問題を大きくしている要因だと考えられます。市民の生命を守ることは、私たちの使命でございます。市民の生活を守ることも、私たちに課せられた役割でもございます。

ここで、私が提案をしたいと思います。高齢者の免許返納の促進、そして、公共交通機関の充実ということで、この2点を本市の施策として推進することが、高齢者の運転事故抑制に効果的な方向だと思います。

ここで、本市における高齢者の運転免許の自主返納について、どのような取り組みをされているか、まず、お尋ねをいたします。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） よろしくお願ひいたします。

高齢者の運転免許の返納ということで申し上げます。

運転免許証の自主返納の促進に当たりましては、上天草警察署及び交通安全協会におきまして、春秋の交通安全運動期間中における交通安全教室及び警察便り等によりまして、運転免許証自主返納制度を周知されているところでございます。

本市におきましても、産交バスの高齢者運転免許証返納者バス運賃半額制度等を、市広報及び上天草市ホームページ等で紹介をしているところでございます。このような取り組みの結果としましては、年々自主返納者が増加傾向にあるものと考えておりまして、引き続き、上天草警察署、交通安全協会等と連携をしまして、自主返納の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（園田 一博君） 桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） きのうも、高齢者のことに関して説明があったときに、人数等のあたりを説明がありましたけど、今、部長が言われるように、市の取り組みについては、警察機関との連携をとりながらということで、これはもう当たり前のことだと思います。

ただ、今回、私が質問するにあたっては、いろんな一つ二つ提言するわけでございますけど、これの促進をするうえにおいて、一つ考えたときに、今、高齢者の人たちが、私が知る範囲では、大半の人が、軽自動車じゃなかろうかと思うんですよね。普通車を持ってる人がおりますけど、その中で何を言いたいかといえ、この人たちが軽自動車を乗って、この軽自動車税というのは、市に直接入るじゃないですか。ですね。

先ほど、市民生活部長から資料を取り寄せて、3年間の納税の状況を見たんですけど、平成27年6,800万円、平成28年7,900万円、平成29年8,100万円ですね。部長。そういった数字が出てる部分というのは、やはり一つの考え方として、自主的に返納される人たちに対しての統計で、きのう言われたそういった部分は別として、今後ですね。そういった促進をする上において、何か参考にならないかなと。市民の人たちにも説明ができるんじゃないかなと。それによって今してます、いろいろ路線バス、乗り合いタクシーとかやってるその部分をさらに充実できるような方法で、この部分でお手伝いできないかなという思いがするわけでございます。

平成30年の3月に、上天草市地域交通網形成計画というのがうたってありますけど、そこに課題の中に、時代に合った中での今後のいろいろそれに見合った形を行政としてはしていかなければいけないという文言がうたってあります。その辺を取り上げてと言いますか、その辺を見て、何かの形でその計画等に反映をさせてですね、ほかの市と違った形でできないかなという思いがしたもんですから、一つ提案させていただくわけでございます。

これは、今からのことでございますので、今どうのこうのせろとと言う、先ほど言ったようにありませんけど、率直に今の私の提言に対して感じた部分を、総務部長、答弁お願いしたいんですけど。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 地域公共交通、これについては、やはり上天草市の地形の特徴、地域の特徴、それぞれありますので、やはり、そこにしっかり対応できる地域公共交通網を、これから考えていかなければいけないというふうに考えております。議員おっしゃるとおりだというふうに思います。

○議長（園田 一博君） 桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） ここにも、計画の中で大きな項目で4点ありますけど、二番目に、ターゲットや役割分担を明確にしたという項目が当てはまると思いますけども、そういった部分を交通弱者の利便性向上、いわゆる交通空白地帯の解消が、この免許返納にもつながる一因になるんじゃないかということ、提言させていただいたわけでございますので、どうぞ、その辺を考えていただければと思っております。

ただ、今、私もこの会議には何回か参加させていただいたわけでございますけど、そしてま

た、現地踏査も1回したかな。路線バスあたりに乗って、現状を見たときに、乗っていない人が多々あるような、現在の状況が見受けられるわけでございます。先ほども言いましたけど、本計画の中に地域交通の問題点として、地域公共交通に関して知らない人が多く存在すると。

それと、地域公共交通に対する市民意識が低くて、移動手段の選択肢の一つになっていないということもうたってあるんですね。そういった周知をさらにしていく。私がさっき言ったのも含めて、今以上の周知をしていただくということをお願いするわけでございます。

先ほど言いましたように、明日は我が身、上天草じゃないけどですね。悲しいそういった大きな事故等はございませんので、市民の人たちにそういった認識といいますか、話題も含めて、まだよその垣みみたいな感覚で捉える部分が多々あるところがございます。いつ発生するかわからないこの交通事故に対して、やはり起きない前から、いろんなことを行政ができる限りの施策、支援をすることを強く思っておりますけど、その辺を含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） やはり、まずは現在運行しております路線バスであったり、乗り合いタクシー、この利用等について、やはり促進することが必要かというふうに思っております。

まずは、周知の取り組みとして、これは、今年度の区長会のほうで、それぞれ大矢野町、姫戸町、龍ヶ岳町、松島町、時刻表を含めまして、区長さんに配布をしまして、掲示用ということで、各行政区の自治公民館等に掲示をしていただいで、こういったバス、乗り合いタクシー等があるということで周知をしていただくことも、今年度は初めて始めました。

その周知については、引き続き積極的にやっていきたいというふうに思いますし、先ほどからあっているように、また、それにプラス地域公共交通のあり方等についても、議員おっしゃった網計画、ここに掲げられている課題等を、しっかりと前進させるように取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（園田 一博君） 桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） その中にうたわれておると思いますが、今年度は、路線バスで使うことのできるICカード等あたりの導入も予定されており、利便性の向上により、利用者の増加が、今言われるように期待されているところでございますけど、重ねてでございますけども、今まで以上の市民に対する周知を十分にさせていただくことをお願いするわけでございます。

最後に、この高齢者の運転免許の返納、また、公共交通機関の充実について、今私が総務部長と議論をしたわけでございますけど、その中で、市長のお考えをお聞かせ願えれば幸いかと思います。

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） 最近のメディアでも、高齢者ドライバーの事故の報道が相次いでますので、この前、上天草警察署の署長とも話をしたんですけど、やはり熊本県内でも、免許返納者というのは、今やはり増えてるというふうにはおっしゃってました。

我々、ここの上天草市内においても、少しずつそういう傾向にあるんですけど、決してその公共交通機関が発達してる地域ではありませんので、まだまだ、やはり自家用車による運転というのは出てくるのかなという気はしています。

双方、やはり春秋に行われます交通安全運動等を中心に、やはり高齢ドライバーに対しての働きかけというか、安全意識の向上を目指していくとか、啓発もやりながら免許の自主返納に対してのやはり推進を図っていく必要があるかと思えますし、一方では、桑原議員がおっしゃったように公共交通機関というか、その代替交通の拡充というのも考えていけないかというふうに思ってるんですが、今路線バスというのも基本的には赤字なんで、その自治体が赤字を補填するという形を今とってます。

ところが、九州産交に限らず、もう全国的な話だそうなんですけど、今、そのバスのほうもドライバーが不足してまして、結局やはりそのバス会社にとっても、ドライバーを配置するならば、より利益が出るところにドライバーを配置したいというのが会社の本音で、我々のように、その赤字路線というのは、やはりああいふバス会社は、基本的にはもうやはりできるだけ縮小していきたいというのが本音で、公共交通会議にもその辺の問題になってるようです。

そう考えると、桑原議員がおっしゃったように、デマンド型の予約制タクシーとか、バスとかですね、そういうのを充実していかなければいけないんじゃないかなというふうにも思います。総務省でも、まちづくりの一環としてですね、またいろいろ制約はあるみたいなんですけど、そういう、いわゆる白タク制度というか、まちづくりでの、そういう自家用車をつくっての操業を行うとか、そういう規制を緩和するよう今検討はなされているということなので、もし、そういうのが具体化すると、また、地域の中の移動手段としては、一つそういう選択肢が出てくるんじゃないかなと思ってますので、そこら辺については、まだちょっとこれからも研究していきたいというふうに思います。

○議長（園田 一博君） 桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） 今、市長の話を聞いて安心しました。

一つ、あえて言わせてもらえばですね、地元龍ヶ岳に上天草病院がありますけど、病院を含めて、そうした学童のバスをできないかということは、しきりに、ほかの議員もあれもいますけど、その法律な観点から、いろんな部分で制約を受けて出来ないような状況で、やはりこういう過疎地、こういった問題を抱えてる自治体に対しては、何らかの法的な部分の、何と申しますか、軽減と申しますか、それはそれとして安全が一番第一ですから、それを担保されなければならないというのが基本でございますけど。何かですね、あるやつを利用できないかというのは、しきりに私は、意見として言った部分もあります。

今、市長が言われたように、そういった法律の緩和とかというような話であればなおさらですね。いま一度、市として対応を再考していただく機会に当たれば、なおさら幸いですので、高齢者の皆さんが車がなくても、バスや乗り合いタクシーがあるから安心ですと言ってもらえるような公共交通施策を推進されることを市長にお願いして、次の質問に移らせていただきま

す。

2点目の自転車を活用したまちづくりについてということで、質問させていただきます。

ちょっといつもですけど、長たらしくなりますけど、前置きを話させていただきます。

近年のサイクリングブームは、皆さんも御承知かと思いますが、市内でもいろんな箇所自転車が走っているのをよく見かけます。サイクルウェアに身を包み、サングラスをかけた人たちが、原付バイクより早いのではないかというスピードで軽快に走りぬけております。

早速ですが、自転車がもたらす社会的な効果やメリットについて、どのようなお考えか、まず、担当部長にお伺いいたします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 平成28年12月26日に交付されました国の自転車活用推進法及び平成30年6月に策定された自転車活用推進計画では、自転車は二酸化炭素や物質等の環境に深刻な影響を及ぼす恐れのある物質を排出せず、騒音や振動を発しない環境に優しい乗り物であること、渋滞の緩和や災害時に機動的に活用できること、それと、適正な運動強度を維持しやすく、生活習慣病の予防等の健康づくりや体力づくりに適しているとされており、国として、自転車の活用を一層推進することなどとされているところでございます。

また、観光面からも、近年は旅行者のニーズがモノ消費から体験型観光のコト消費へ変化しておりまして、自転車に乗ることそのものを楽しむことや、自転車で地域をめぐり地域住民との触れ合いや、地域の観光資源を楽しむサイクルツーリズムの動きが高まっており、自然環境が豊かでサイクリングに適した本市にとっても、観光客誘客の効果が期待できるところでございます。

○議長（園田 一博君） 桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） 資料ば丸写ししとったろ。資料ば。初めてのことでですから、ございますので、答弁が重複するかもしれませんが、これまで日本には自転車という名のつく法律は、三つしかありませんでした。御存じのとおりですね。

一、自転車競技法ということで、1948年。二つ目が、自転車道整備法というのが、1970年。三つ目が、旧自転車法ということで、1981年に。この三つがあるそうです。

これらの法律は、課題に対して対処するための法律でしかなく、国として自転車をどのように位置づけるか、その理念をまとめた法律はありませんでしたということで明記してあります。

しかし、ご存知のとおり、平成29年5月1日にですね、自転車活用推進法が施行されました。この自転車の活用を総合的計画的に推進するために制定されたもので、基本理念として、今部長が話をされました、三つですね。環境への負担の軽減、災害時における交通の機能維持、健康の増進などを図ることを目的としているということで、基本的に理念がうたってあるわけでございます。そして、またこの法律の基本方針として、15の項目が掲げられております。

抜粋して紹介すれば、自転車専用道路・自転車専用車両通行帯等の整備ということで、第一番目にうたってあります。幾つかありますけど、今言われる国民の健康の維持増進、先ほど言いま

した災害時の問題、そして、国際交流の促進ということで、この五番目に、国内外から観光旅客の来訪促進、観光地の魅力の増進、その他の地域の活性化に資するものに対する支援と、この条項はですね、上天草にもう本当にこう一番見合った法律の条項が、ここにうたってあるんですね。

このように、自転車の活用について、多岐にわたる項目が挙げられておりますが、今回は、本市の重要な施策と関連する国際交流の促進、観光地の魅力の増進、今言われたとおりです。それに付随する自転車専用道路等の整備に注目し、話を進めていきたいと思っております。

まず、自転車を通じた国際交流については、天草地域の自転車愛好家で作るあまいちサイクリングクラブが台湾高雄市のサイクリング団体と交流を図っており、双方の観光地を自転車でめぐりながら親睦を深めていると聞いております。また、去年は副市長も高雄市を訪問され、現地の愛好団体とサイクリングをされたと同っております。

ここで、副市長に自転車を活用することのメリットや、自転車を通じた国際交流に対する感想、また、市内の観光面に与える可能性など、率直な御意見をお伺いいたします。

○議長（園田 一博君） 副市長。

○副市長（小嶋 一誠君） お答えいたします。

先ほど、部長のほうから、もう法律の趣旨等につきましては、ちょっと御説明いたしましたので、私のほうからは、もう昨年、今桑原議員が御指摘されましたように、ロードバイクを買って、今あまいちのサイクリングクラブの末席の駆け出しで一応やっておりますので、そういう立場から、ちょっとわかりやすく自転車についての私を感じてるところを、お答えをいたしたいと思っております。

まず、自転車につきましては、どの家にも、自転車1台は必ずあると思っております。必ずしも高額のものでなくても、家庭用の自転車はどこでもあると。それから、何もその燃料代、それから経費もほとんどかかりません。最初の初期投資だけです。また、これも聞いた話ですが、膝を直角以上に曲げて運動するというのは、自転車の特徴で、非常に健康にもいいと。

また、ファッション面から見ても、それぞれ自転車に専門的に乗っておられる方は、かなり身ごしらえもしっかりして乗っておられまして、見るだけでも楽しい、そういういろんな特性があるかと思っております。

私も昨年、今、ご案内がございましたように、市長の代理で台湾の高雄市のサイクリングイベントに参加をさせていただきまして、実は、そこで初めてロードバイクに乗らせていただきました。非常に、台湾の場合には、サイクリングアイランドということで、本当にサイクリングのサイクリストの人口そのものが違うのかなという感じはしましたがけれども、自転車でそういうツアーといいますか、回るのが当たり前というな形で、それぞれの地域に自転車のツーリングをサポートするような施設もございますし、やはりこれは、日本とはまた大分違うなど。もちろん台湾の場合には、世界に冠たる自転車メーカーが一つ二つございますので、そういったことも背景にあるのかもしれませんが、そういったことを実感いたしました。

また、この3月、2月に和歌山でありました自転車を活用したまちづくりを考える会議に出ました折には、和歌山県に4コース、コースがありまして、1,000人近く参加されておられまして、大変静観な状況でありました。私も初めて60キロを超えるランをさせていただきましたけれども、そういったところを見ますと、国内ではそのときも来られておりましたけれども、しまなみ海道でありますとか、あるいは、南薩摩市でありますとか、さまざまな有名なコースがありますが、私がちょっと思いますに、この天草の景観と特に桑原議員の地元でもございますけれども、東海岸沿いあたりは、もうすばらしい景観でございますので、上天草市も自転車を活用したまちづくりにチャレンジすると。そういう可能性は非常に高いんじゃないかなと、そのように思っております。

○議長（園田 一博君） 桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） ありがとうございます。

私は平成30年12月の定例議会の一般質問で、高雄市との交流促進を提言させていただきました。今、副市長が言われるように、官民双方において良好な関係を構築されるというような印象を受けたわけでございますけど、あまいちサイクリングクラブにも末席に据えていただくというようなことで、副市長みずから動いておられる。そういった他の執行部の人は、誰もいませんか。副市長と市長が参加されているのであればですね、私が色々とかやく言う問題ではありませんので、その辺はよろしく願いいたします。

今後本市にとっては、有益になる部分については、末長い交流を続けていただけていただくことを願うところでございます。

このサイクルリングロード、サイクリングコースについての、本当の本題は今からでございます。

今、副市長が言われた東海岸ということで、国道266号線は、八代海の絶景を拝むことができ、最高のサイクリングコースとなり得ます。本市のサイクリングコースを確立することにより、宿泊施設や飲食店の活性化を見込むことができるのは、もう言わずと知れたことでございます。

そして、またこの予算そのものは、これは執行部にお尋ねしますが、仮に、この予算を実行するうえにおいて、学童通学道路とか歩道が重なるところがあると思うんですよね。いかがですか、建設部長。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） はい、確かにこの自転車道路を整備すると、通学路とかの歩道と重なるところがあります。

○議長（園田 一博君） 桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） 教育関係の中で、通学路に関しては、先般話をしたわけですが、やはりそれはそれと、計画が今あがってる中ですね。その重複する部分があるのであれば、もうそれこそ予算そのものが、それに重ねて仕事ができるというようなところがあればですね、これは連携をして率先してその箇所についてはあげるということであれば、より

我々がお願いしている部分が、早く実現するような形、実現することによって安心安全を担保できるといった、そういった部分が多々あると思います。

サイクリングコースを1周ですね。上天草市を眺めた中で、どういうコースをつくるかは別としてですね。重なるところがありますけど、その辺は、その都度これは執行が一番わかるところでございますので、ぜひ、そういった部分に対しては、目を大きく開いて取り組んでいただくことを、これは教育委員会、教育のほうには通告していませんので、答えることはよございますが、今言うように、建設のほうと連携をとって進めていただくことを、まずお願いして本題に入ります。

私は、東海岸と言いましたけど、ご案内のとおり阿村の海岸線から来て、市長の地元姫戸はトンネルが三つあって、海岸のほうはないんですね。あそこの小学校のところから、桜公園、そして、あそこは雨竜崎というんですかね。願わくば、採石をとってるあそこの海岸を、自転車のあれをして、諏訪公園のほうに結ぶような、そういった考え方といいますか。できないもんかという思いがあります。これは、市長、せっかく地元から市長が誕生したんだけん、ぜひとも、一つ大きな事業として、できるできんは別です。後で、また話をしますが、どうぞ頭のほうに入れてってください。

それと、龍ヶ岳。龍ヶ岳の場合は、樋島に橋を渡り、今、外平海岸ができています。そして、あそこのパラペットというか、波除の手前は何ていうのかな。あそこは。あそこは途中までできてるけど、その先ができらん部分で、その先はまた別として、一番考えられることは、あそこの何だったか。松ヶ鼻であるでしょ、それじゃなくて、手前の。造船所から行って、先にあるじゃないかな。あそこの部分は、山下鼻、山下鼻をそれぞれ自転車道路も含めて、ものすごく散歩路も含めて、市民の樋島の町民のためには、ものすごくなるんですよ。旧町時代に、旧町時代かな。その前に、あそこを海岸の方をする予定があったんですけど、いろんな事情があって止まっておりますけど、今回新しくこの部分については、あんまり予算はかからんと思うんですよ。ですね。願わくば、樋島一周すれば、いろんなパワースポットがあるんですけど、そういったことは、まず手前でできる部分から考えていただいて、この二つを提案をするわけでございますけど、いろんな意味で、この問題に対しては何もなかったらこういう提案をしても、何を桑原言うのかというよう話になるんですけど、先ほど言いましたサイクリングの事業に対しては、特別に予算をつけるんだからという国が指針を出しておる。これを利用しない限りはないと思いますから、できるできないは別として、努力をしていただきたいということを、まず申し上げます。

ぜひとも、市長、これは考えてください。そして、この前、これを質問する機会がといますか、原因は、熊本4区、本市もその中に入っておりますけども、国会議員の金子代議士と、この前上天草に来たときにいろいろ話す中で、ちょっと私がこの話をしたんですよ。そしたら、桑原さん自転車に乗りきるのかということ、乗りきるきらんは別、俺がためにはせんと。上天草のためにとということで、市長も、恐らくこれを言えば乗り気だけんというような話をしたわけですよ。

そして、よく聞いてみれば、代議士は、超党派で結成する自転車活用推進議員連盟の幹事長ということで、私も何なあんたはというぐらいの、失礼な話ですけどね。そういった気安く私は、そがんなら何もかも予算はつけてくれるなという冗談も本気もという思いで話はしたんですけど、いろいろと話の中で、代議士が言うことには、先ほど副市長も部長も言いましたけど、上天草は海も山もあり、ほかと比べて景色がすばらしいと。そして、我がとこと言えばおかしいんですけど、人吉のほうなんかは、もう山しか見えない。田んぼしか見えないという、山もあり田んぼもあり海もありて、こういうサイクリングに適した地域はないというところまで、本当にここを整備すれば、世界に発信できるような地になる可能性を秘めていると。そこまで言われたんですよ。うわあって、私もたまがって、そがんならこれはということで。

それをつくるにしても何にしても、予算が伴わなければ、どが人も出来んとばいたということで言うたところが、今からこれは策定をするわけでしょう。部長。だけど、冒頭私が言いましたから、出来る出来んは別として、まず、計画を策定して国にあげてくださいと。なんとか予算は確保するように努力しますからという事を言われたんですよ。

そして、うちの代議士と言えばおかしいんですけど、金子先生は、本当に上天草市長、そして、上天草市に対しては、私を感じるころは、他と違う思い入れがあるんですよ。ここをやはり訴えることは、大きな何を進めるにしても前進につながるわけですよ。だから、議員の皆さんに相談して、市長に進言して、市長がお願いしに行き、また、我々も話し合ってますね。一緒に行かれれば行き、一体となってこれをする価値があると思うんですよ。この予算というのは、単独でした場合は、何こがんとばつけられるかというぐらいの事業なんです。それが、こういったようなことを、こういう場で言っていていいかわかりませんが、感触を受けたもんだから、あえて言わしていただければ、本当に前向きで明るい話をしたわけでございますが、市長、担当にですね、まず号令をかけていただいて、計画をつくってのぼってください。それで、道が開けるとお思いますので、いかがですか、市長。

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） 自転車をサイクリングを使った地域振興には、我々も今一生懸命取り組んでいこうというふうに号令をかけているところです。ことし1月が、ちょうど天草地域のサイクルツーリズム推進協議会という、これは、県が中心となって設立されたやつなんですけど、県も結局自転車を活用した地域づくりに、ソフト・ハード両方から推進をしていくということをおっしゃっています。

去年は、金子代議士と私とですね。熊本県の道路局長と、天草の土木部長と、アロマから大道港まで自転車で行きまして、イベントに参加してですね。国道266号線をずっと走って、やはり自転車で走ると、自転車者目線で道路のいわゆる維持の仕方とか、改修とか、そういったところが見えてきて、早速対応をいただいたところです。

あまいちサイクリングクラブというのがあって、本当、主要メンバーは、実は上天草市のメンバーが多いんですけど、天草市のほうにも、やはり入っていただいている方もいて、道路維持管

理課の課長とかは、確かメンバーじゃなかったかなど。だったですね。そういう意味で、体制は実は本当整ってます。

あとは、本当にどうやってもっとサイクリングを普及していくかということなんですけど、実は、もう今も、会派も含めてですね、日本人の人たちもですね、どんどんやはり天草で、今走ってきてくれてまして、例えば、龍ヶ岳の山頂なんかは、実は、知る人ぞ知るヒルクライムの聖地になってて、私も一回だけ登ったことあるんですけど、ぜひ、桑原さんも一回登っていただければ、自転車ですね。そのぐらいきつい坂ですけど、やはりそういう達成感みたいなやつもあるし、本当にそういう上級者にとっては、やはり憧れの場所になっているぐらいですね。

九州一周のコースなんかもあって、その中で、樋島に宿泊されたりとかですね、そういった方もいらっしゃる。今月も台湾からまた遠征があって、あまいちのサイクリングクラブの皆さんにもお世話になるんですけど、本当にソフト・ハード両方から、やはり取り組んでいく必要があると思うし、台湾なんかは、本当にジャイアントとかメリーだとか、もう国際的なメーカーがあって、そういうところのおつき合いの仕方も、ちょっと考えていけばもっとおもしろいじゃないかなと思うし、とにかくしまなみ海道なんかは、サイクルステーションでレンタサイクルが1日5,000台全部出るらしいです。だから、そういうところを目標に、やはりやっていければいいなとは思っております。

○議長（園田 一博君） 桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） 今、市長の前向きな意見で、私も安心したわけですけど、今ちょっと思い出しましたが、阿村線の海岸があるじゃないですか。あそこの歩道と言いますか。海岸線の幅のあるじゃないですか。あそこは、龍ヶ岳、姫戸の人たちは、前はよく見られたと思いますけども、障害者車椅子のあそこの練習場で毎年来よったんですよ。ところが、私もしょっちゅう見て、きのうも見たんですけど、やはりざらざらしてから、今の国道だけしか舗装せんもんだけですね。内側はしないんですよ。

その辺は、県がそういったことであれば、あそこは国道だけん、もう歩道と一緒にあって、サイクリングコースにすぐなるじゃないですか。もうすぐしてもらえば、多分、今、市長が言われるように、そういったことであればできると思いますので、建設部長どがんですか。それは、返事してもよかと思うけど。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） はい、ぜひ、県のほうに要望をいたしまして、舗装をお願いしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） 福祉の上天草ということでアピールできますので。そうすると、自転車もということ。そして、先ほど言いました学童通学の件も重ねてすれば、一石二鳥も三鳥もなるとやもん。その辺を考えて、総合的に、もう少し今一度とまって考えていただいて、より以上の知恵を働かせてやっていければ、今後、今言うように、市長中心に執行部が一丸と

なって、安全安心なまちづくり、そして、これは誰が言ったとは言いませんが、熊本市あたりが聞けばですね、市長。上天草までは行くばってんが、天草市まではという人が多いんですよ。だから、上天草がそれだけ充実すれば、本当にこういったいろんな施策によって、もう目に見えた数字が出てくるような気がしてなりませんので、その辺を重ねてお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（園田 一博君） 以上で、14番、桑原千知君の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、6月24日午前10時から行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 3時00分